

『GK クルマの保険パンフレット』 「見守るクルマの保険」 サービス記載に関するご案内

自動車保険『GK クルマの保険パンフレット』に記載されている、弊社ドライブレコーダー付き自動車保険「見守るクルマの保険」のサービスのご提供を一部終了いたしますので、下記のとおりご案内いたします。
サービスの縮小に伴い、お客さまにはご不便とご迷惑をお掛けいたしますが、なにとぞご理解くださいますようお願い申し上げます。

記

1. 対象の特約

自動車保険「ドライブレコーダーによる事故発生の通知等に関する特約」

※サービスのご提供の一部終了は、本特約がセットされているご契約が対象となります。

2. 変更となるサービス

2024年4月1日以降、『GK クルマの保険パンフレット』P. 3に記載の「高速道路逆走注意アラート」および「指定区域外走行アラート」のサービスのご提供を終了いたします。

見守る その2 安全運転をサポートする3つのサービス

事故につながりやすい運転を注意喚起する「安全運転支援アラート」、運転傾向を分析・アドバイスする「運転診断レポート」、毎月の運転状況や事故緊急自動通報サービスの対応結果等をご家族等にお知らせする「見守りサービス」をご提供します。

<p>①安全運転支援アラート</p> <p>急加速・急減速、急なハンドル操作、ふらつき等、事故につながりやすい運転状況を検知して、アラートでお知らせします。</p> <p>特許出願中</p> <p>← 高速道路逆走注意アラート 指定区域外走行アラート</p>	<p>②運転診断レポート^(注)</p> <p>パソコン・スマートフォンから確認可能</p> <p>運転診断レポート ○○点 ~~~~ ~~~~</p> <p>1回の運転ごと・月間の運転傾向を分析した運転診断レポートをご提供します。</p>	<p>③見守りサービス^(注)</p> <p>月間の運転診断レポートや専用安否確認デスクの対応結果等をあらかじめ登録したご家族等のメールアドレスにお送りします。</p>
--	---	---

(注) お客さま専用ポータルサイトにお客さま情報・証券番号等をご登録いただくことでご利用いただけます。

2024年4月1日以降、サービス提供を終了いたします。

以上

三井住友海上

MS&AD INSURANCE GROUP

家庭用自動車
総合保険

2020年1月1日
以降始期契約用

安心のゴールキーパーでありたい。

GK



クルマの保険

あなたのカーライフを、守る。

運転は楽しいけれど、リスクもある。
GKクルマの保険は、一人ひとりのカーライフに
ぴったりの補償・オプションで、
もうひとつ上の安心をご提供します。



GK

見守るクルマの保険

「GKクルマの保険」に「ドライブレコーダーによる事故発生の通知等に関する特約」を
セットした場合は、「GK見守るクルマの保険(ドラレコ型)」となります。

三井住友海上は『GK クルマの保険』で3つ

もうひとつ
上の安心

1

「最先端のデジタルサービス」でお客さまに
安心をお届けします。



当社オリジナルの専用ドライブレコーダーを利用したサービスで運転するだけでなく、ご家族等にも安心をお届けします。

お客さま **Web** サービス

24時間、365日パソコンやスマートフォンからご利用いただける当社のご契約者さま専用のインターネットサービスです。

もうひとつ
上の安心

2

万一の事故や故障のときも
万全にお客さまをサポートします。

スムーズな解決に導く事故対応

年間約2,518,000件
1日あたり約6,900件の
解決実績
<2018年度>

保険金お支払センター 専門スタッフ
約6,000名(2019年4月現在)



事故の発生から解決まで、高度な知識を持ち、多くの経験を積んだ専門スタッフが、チーム一丸となって迅速に対応します。

充実のロードサービス

おクルマQQQ隊 国内ロードサービス拠点

約4,300か所
(2019年4月現在)



24時間365日体制で
お客さまのトラブル現場へ出動!

事故や故障等でお車が動かなくなった場合は、現場での応急処置やレッカーけん引など、充実のロードサービスをご提供します。

もうひとつ
上の安心

3

お客さまにぴったりの補償プランを
ご提案します。

安心基本プラン で基本となる補償・特約をセットし、**おすすめオプション** でお客さまのニーズにあわせた特約を追加できます。

安心基本プラン

相手
への賠償

おケガ
の補償

お車
の補償

ロード
サービス

その他
の自動セット特約

おすすめオプション

一人ひとりに
ぴったりをカスタマイズ

各種
特約

※おケガの補償の特約、お車の補償の特約、その他の特約からお選びいただけます。

の「もうひとつ上の安心」をご提供します。

『GK クルマの保険』は、 いままでも、これからも お客様のカーライフをサポートします。



カーライフのリスクは、千差万別。

だから私たちは、お客様一人ひとりに
ぴったりの補償プランをご提案。

トラブルに直面したときは、

専門スタッフがチーム一丸となって

スムーズな解決に導き、お客様をお守りします。

これが、三井住友海上が

全国約4万店の代理店と共にご提供する、

「もうひとつ上の安心」です。

あなたのカーライフを、しっかり守る自動車保険。

それが、『GK クルマの保険』です。

※代理店数〈2019年4月現在〉



三井住友海上は、
代理店と共に
お客様を
お守りします。

『GK クルマの保険』をご契約いただく前に

『GK クルマの保険』は個人のお客様向けの商品です。
次の①～③のすべてにあてはまる場合にご契約いただけます。

①記名被保険者(ご契約のお車を主に使用される方)が個人

②ノンフリート契約

(所有かつ使用する自動車のうち、自動車保険^(注)をご契約されている
合計台数が9台以下のご契約)

(注)自動車共済を除きます。

③ご契約のお車が自家用8車種であり、事業にのみ使用する自動車ではない

※自家用8車種については、「用語のご説明」P33をご参照ください。

ご契約の際にご確認いただく流れ

- 1 お車を運転する方について
<運転免許証の色・運転する方の範囲や運転者年齢条件の設定>
詳しい説明は **P21**
- 2 ご契約のお車の使用目的について
詳しい説明は **P21**
- 3 保険料の決定の仕組みについて
<等級別料率制度・割引等>
詳しい説明は **P22 P23**
- 4 保険料の払込方法について
詳しい説明は **P23**

このパンフレットは、『GK クルマの保険』<家庭用自動車総合保険>の概要をご説明したものです。補償内容は、普通保険約款および特約によって定まります。詳細は『ご契約のしおり(普通保険約款・特約)』等をご確認ください。また、ご契約にあたっては、『重要事項のご説明』を必ずご確認ください。ご不明な点については、取扱代理店または当社までお問い合わせください。



もうひとつ
上の安心
1

「最先端のデジタルサービス」で



ドライブレコーダーと保険会社がつながる安心感！

『GK 見守るクルマの保険(ドラレコ型)』

当社オリジナルの専用ドライブレコーダーを利用したサービスにより、
お客さまとご家族等に安心をお届けする自動車保険です。

最先端のサービスを月額 **850円**(注) でご提供します。



当社オリジナルの専用
ドライブレコーダー

(注) 保険期間1年・一般分割12回払の場合の特約保険料(一時払の場合、年間9,700円)です。

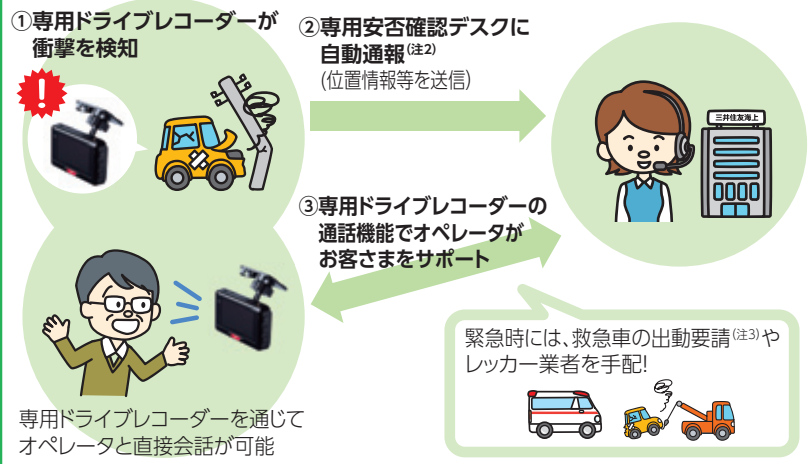
※『GK 見守るクルマの保険(ドラレコ型)』は、『GK クルマの保険』に、『ドライブレコーダーによる事故発生の通知等に関する特約』P20をセットしたご契約のペットネームです。

見守る
その
1

事故緊急自動通報サービス

万一の事故の際、専用ドライブレコーダーが一定以上の衝撃(注1)を検知すると、専用安否確認デスクに自動通報します。オペレータが専用ドライブレコーダーを通じて安否確認コールを行い、事故の初期対応等をアドバイスします。

専用安否確認デスクのオペレータが、事故の初期対応等をアドバイスします。

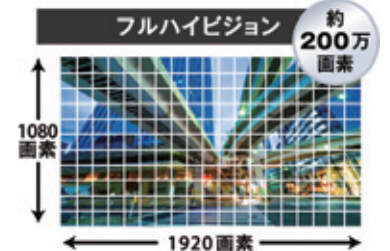


(注1) 一般的に走行が困難となる程度(時速30km程度以上で壁と衝突した場合等)の衝撃。車種や車両の重量等の条件によっては、一定以上の衝撃として検知されない場合があります。
(注2) 通信状況等によっては、事故の場合でも自動通報されない場合があります。
(注3) お客さまご自身の119番通報が困難であることの確認が取れた場合等に限りです。

当社オリジナルの専用ドライブレコーダー

万一の事故でも安心!

常時録画 イベント記録 通話機能



約200万画素のフルハイビジョンで事故時の映像をしっかりと記録!

※専用ドライブレコーダーは、当社がお客さまに貸与します。

見守る
その
2

安全運転をサポートする3つのサービス

事故につながりやすい運転を注意喚起する「安全運転支援アラート」、運転傾向を分析・アドバイスする「運転診断レポート」、毎月の運転状況や事故緊急自動通報サービスの対応結果等をご家族等にお知らせする「見守りサービス」をご提供します。

①安全運転支援アラート



特許
出願中

- 高速道路逆走注意アラート
- 指定区域外走行アラート

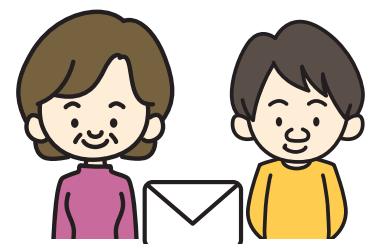
急加速・急減速、急なハンドル操作、ふらつき等、事故につながりやすい運転状況を検知して、アラートでお知らせします。

②運転診断レポート(注)



1回の運転ごと・月間の運転傾向を分析した運転診断レポートをご提供します。

③見守りサービス(注)



月間の運転診断レポートや専用安否確認デスクの対応結果等をあらかじめご登録したご家族等のメールアドレスにお送りします。

(注) お客さま専用ポータルサイトにお客さま情報・証券番号等をご登録いただくことでご利用いただけます。

お客さまに安心をお届けします。

いつでも、どこでも、心地よく、つながる安心

お客さま **Web** サービス **お客さまWebサービス**

さまざまな便利な機能をスマートフォンやパソコンでご利用できる
当社のご契約者さま専用のインターネットサービスです。



万一の際に慌てないように、**今すぐユーザーIDのご登録をおすすめします!**

ご登録には **ご契約者さま氏名** **生年月日** **証券番号** **メールアドレス** の情報が必要です。



便利 その1 契約内容の確認・変更ができる!

- Web上でご契約内容が確認できます
- ご契約内容の変更ができます
 「ご契約者さまの住所」等が変更できます。



便利 その2 お役立ち情報をメール・LINEで受け取れる!

- 運転者年齢条件の見直しをご案内します
- 災害時に保険金のご請求先をご案内します
 万一、お住まいの地域で災害が発生した場合に、事故受付の連絡先等の情報をご案内します。



便利 その3 事故連絡・事故対応状況確認ができる!

- Web上で事故連絡ができます
- 事故対応の経過を確認できます
 当社や取扱代理店に、お電話いただくことなく、事故後の経過(概要)をご確認いただけます。



お客さまWebサービス
 ご利用上の主な注意点

- 毎週月曜日午前2時～午前4時はサービスを休止しております。
- ご契約内容によってはご利用いただけないサービスがあります。ご利用条件等の詳細は当社ホームページ (<https://www.ms-ins.com>) をご覧ください。

スマートフォン
 なら

LINEやアプリからかんたんにお客さま **Web** サービスにログインできます!

「LINE」からログインする場合

<設定手順>

- ① LINEで「三井住友海上」を友だち追加
- ② 「お客さまWebサービス」を登録

お客さまWebサービスのご利用時に
 ID・パスワード入力が必要になります!

※LINEトークで「自動車保険」「ロードサービス」など
 知りたいキーワードを入力すると、キーワードに関
 連する情報をお返しのサービスもあります。

LINEからご登録いただく場合はこちらのQRコードから



「スマ保」からログインする場合

<設定手順>

- ① 「スマ保」(三井住友海上が提供する
 スマートフォン用アプリ)をダウンロード
- ② 「スマ保」トップ画面から「お客さまWeb
 サービス」を登録

「契約確認・変更」や「事故の経過確認」等のお客さまWeb
 サービスの一部の機能を手軽にご利用いただけます。

※他にも、事故や故障時に必要な対応をナビゲートす
 る機能や、運転診断機能等をご利用いただけます。

「スマ保」のダウンロード(無料)はこちらのQRコードから



※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

商品の全体像

補償の概要

プラン

相手

おケガ

お車

その他

ご確認事項

補償の詳細

用語のご説明など

もうひとつ
上の安心

2

「スムーズな解決に導く事故対応」 万一の事故や故障のときも万全に

事故で不安なお客さまをしっかりサポート!

スムーズな解決に導く事故対応



事故受付センター

事故は 365日
0120-258-365 (無料)

※お客さまWebサービス、インターネットからも事故のご連絡を受け付けています。

24時間365日対応でお客さまの不安を解消します。

24時間365日 専門スタッフが受付

事故で不安なときでも、お電話で状況に応じて丁寧にアドバイスします。



夜間、休日でも、 安心の初期対応を実施

お客さまのご要望に応じて、相手の方や医療機関、修理工場やレンタカー会社などへ、ご連絡いたします。



事故対応

全国に174か所の拠点網! (2019年4月現在)

保険金お支払センターをすべての都道府県に配置!
お客さまのおそばで、安心の事故対応を行います。



保険金お支払センター

専門スタッフ 事故の解決にあたっては、チーム一丸となってお客さまの信頼にお応えします。

示談交渉サービス

お客さまに代わって相手の方との示談交渉を行います。

紹介ネットワーク

独自のネットワークを活かしてお客さまをサポートする弁護士等をご紹介します。

入院まごころ訪問

ご要望に応じてお客さまのもとをご訪問し、不安な点などにいち早くお応えします。

安心コール・安心レター

対応の経過をお客さまに定期的にご報告して安心をご提供します。



技術アジャスター

科学的・工学的な根拠に基づいた「お車の損傷状態」および「事故状況」の確認等を行い、事故の早期解決をサポートします。



医療アジャスター

医学的な根拠に基づいた「治療内容」および「ケガの状態」の確認等を行い、事故の早期解決をサポートします。



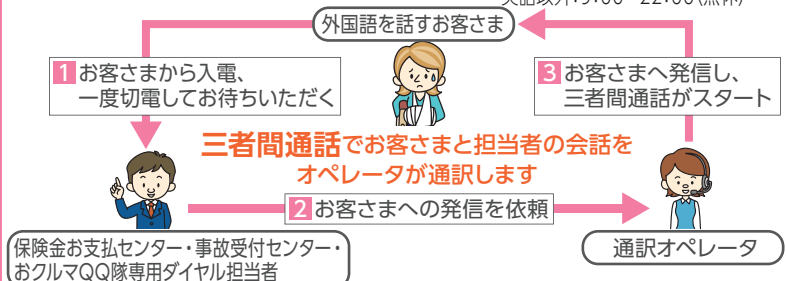
外国語を話す方、聴覚に障がいをお持ちの方にも安心のサービスがあります!

三者間通話 (同時通訳) サービス

英語、中国語、韓国語、ポルトガル語等に対応

お客さま・当社担当者・通訳オペレータの三者が電話回線を同時接続し、会話することで、スムーズな事故対応が可能となります。

事故受付センター・おクルマQQ隊専用ダイヤルの対応時間 英語:24時間(無休)
英語以外:9:00~22:00(無休)



手話通話サービス

※おクルマQQ隊専用ダイヤルは当サービスの対象外となります。

テレビ電話を通じてお客さまとオペレータが手話でやり取りし、それを同時にオペレータが当社担当者へ電話(音声)にて通訳します。リアルタイムにコミュニケーションを図るため、スムーズな事故対応が可能となります。

事故受付センターの対応時間 8:00~21:00(無休)



と「充実のロードサービス」で お客さまをサポートします。



事故や故障でお車が動かない時もしっかりサポート!

充実のロードサービス

ご注意ください

- おクルマQQ隊はロードサービス費用特約をセットしたご契約に提供します。
- おクルマQQ隊をご利用の際は、必ず「おクルマQQ隊専用ダイヤル」にご連絡をお願いします。

おクルマQQ隊

専用ダイヤル **0120-096-991 (無料)**

おクルマ QQ 隊

詳しい説明は

➔ P28~29

24時間365日充実のロードサービスをご提供

専用ダイヤルのオペレータが、全国の提携業者に現場へ急行するよう手配して、トラブル解消をサポートします。

故障だ! 車が動かない、どうしよう・・・

突然の故障・トラブル・ガス欠でも、業者がかけつけ応急処置を行います!

応急処置

おクルマQQ隊
故障トラブル・
ガス欠QQサービス

サービス
内容

1回限り(注)



バッテリー上がり時
のジャンピング

1回限り(注)



ガス欠時のガソリン補給
(10リットルまで)



キー閉じ込み時の
ドアの解錠



パンク時のスペア
タイヤ交換

左記以外に、
現場で30分以内に完了する
応急修理・軽作業もサービスの
対象となります!

(注) 保険期間中それぞれ1回(保険期間が1年を超える長期契約の場合は、1保険年度につきそれぞれ1回)のご利用に限りです。

修理工場までレッカーけん引が必要になった・・・

レッカー けん引費用 など

おクルマQQ隊
レッカーQQ
手配サービス

レッカー業者がかけつけ、
レッカーけん引をトータルサポート!

レッカーけん引は、約500km(注1)まで対応!!



レッカーにかかる次の費用をロードサービス費用特約でお支払いします。
なお、ご自身でレッカー業者を手配した場合も対象です。

①運搬費用	・修理工場までのレッカー費用 ・落輪したお車をクレーン等で引き上げる費用	30万円(注2)を限度に補償
②修理後搬送費用	修理後にご自宅までお車を搬送する費用	②③を合算して 15万円を限度に補償 ※③のみ自己負担額1,000円あり
③修理後引取費用	修理後にご自身でお車を引き取るための交通費	

(注1) 提携しているロードサービス提供者における、車両区分が普通車に該当する場合は実績に基づく当社試算です。実際の作業内容や車種、車両の重量等により、レッカーけん引距離が増減し、自己負担が発生する場合があります。
(注2) 車両保険をセットする場合は、「車両保険金額の10%、または30万円」のいずれか高い額となります。

宿泊費用 移動費用

お車がレッカーされても安心!
宿泊費用や移動費用をサポート!



お車がレッカーされた後、宿泊した場合や自宅・出発地までタクシー等で移動した場合に、次の費用をロードサービス費用特約でお支払いします。

①臨時宿泊費用	お1人につき15,000円まで補償
②臨時帰宅・移動費用	お1人につき20,000円まで補償(自己負担額1,000円あり)

※おクルマQQ隊の「宿泊サポートQQサービス/移動サポートQQサービス」で、近隣の宿泊施設や移動に必要な公共交通機関、タクシー会社をご紹介します。

宿泊費用・移動
費用・レンタカー
費用を対象外と
する場合は、
移動費用対象外
特約をご用意し
ています。

レンタカー 費用

毎日お車を使う方も安心!
お車を修理中のレンタカー費用をサポート!



事故や故障等でお車が走行できなくなった場合に、レンタカー費用をロードサービス費用特約でお支払いします。

レンタカー費用	1日あたり7,000円(注)まで補償
---------	--------------------

(注) レンタカーの借入日数は、以下を限度として補償します。

- ①衝突・接触等の事故の場合:最大30日間
- ②故障・走行障害の場合:最大15日間

事故の際、走行ができなくなった場合に限らずレンタカー費用を補償する**レンタカー費用特約 P18**もご用意しています。

ロードサービス費用特約により保険金をお支払いしても、継続契約の等級は下がりません。

右記の場合にはロードサービスをご利用いただけません。

- 自然災害等により、ロードサービスを提供する者が、ロードサービスの提供が困難と判断した場合
- 専用ダイヤルへの入電が一時的に集中したことにより通話ができない場合 等

CHECK!!

当社のスマートフォン用アプリ「スマ保」から、スムーズな事故連絡・ロードサービスの手配が可能です!!



当社への事故連絡がカンタン!

画面をタップすることで、事故受付センター、おクルマQQ隊専用ダイヤルへ簡単に連絡できます!

位置情報を自動送信!(注)

GPS位置情報の自動送信が可能です。
見知らぬ土地での事故・故障時もこれで安心!

「スマ保」のダウンロード(無料)はこちらのQRコードから

※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。



(注)ご契約の証券番号も自動送信されます。ただし、当社「お客さまWebサービス」のユーザーIDをご登録いただいている場合に限りです。

P4

商品の全体像

補償の概要

プラン

相手

おケガ

お車

その他

ご確認事項

補償の詳細

用語の説明など

もうひとつ
上の安心

3

相手への賠償

おケガの補償

お車の補償

豊富な **おすすめオプション** でお客さま

多くの方のニーズに応える基本となる補償・特約をセット **安心基本プラン**

相手への賠償

P11

相手にケガを
させてしまった場合に

対人賠償保険



相手のモノを壊して
しまった場合に

対物賠償保険



相手のお車の修理費が
時価額より高くなった場合に

対物超過修理費用
特約^(注)



(注) 対物賠償保険をセットする場合に自動セットされます。

おケガの補償

P12~14

ご自身や同乗者の
ケガの治療費に

人身傷害保険



ご自身や同乗者が入院したり、
重い障害が残ってしまった場合に

入院・後遺障害時における
人身傷害諸費用特約



ご自身や同乗者の
入院時などの当座の費用に

傷害一時金
(1万円・10万円)
特約



お車の補償

P15~16

ご契約のお車の修理費に

車両保険



一方的に追突された場合などで、
相手から修理費を受け取れないときに

車両保険無過失
事故特約



ご契約のお車が全損になった場合の
廃車や買替時の諸費用に

全損時諸費用特約^(注)



(注) 車両保険をセットする場合に自動セットされます。

ロードサービス 自動セット^(注)

P6

ご契約のお車が動かなくなっ
てしまった場合に

ロードサービス
費用特約



当社のロードサービス
おクルマQQ隊のサービスを
あわせてご提供します。

(注) 対人賠償保険のみセットする場合は、任意にセットすることができます。その場合、「移動費用対象外特約」が自動セットされます。

その他 自動セット

P29~31

友人や知人などから
借りたお車で事故を起こして
しまった場合に

他車運転特約



ご契約のお車の修理中などに
借りたお車で事故を
起こしてしまった場合に

臨時代替
自動車特約



ご契約のお車の欠陥や
不正アクセス等による
事故が起きた場合に

不正アクセス・車両の
欠陥等による事故の
被害者救済費用特約



心神喪失等により運転者に
賠償責任が発生しない
事故が起きた場合に

心神喪失等による
事故の
被害者救済
費用特約



安心基本プランとは、事故にあわれた場合に、多くの方のニーズに応える基本となる補償・特約をセットした、当社がおすすめのご契約の基本プランです。「安心基本プラン」以外でご契約いただく場合、対人賠償保険、対物賠償保険または車両保険は任意にセットできますが、いずれか1つを必ずセットしてください。なお、人身傷害保険は自動セット^(注)されます。

(注) 次の場合は人身傷害保険をセットしないこともできます。

対人賠償保険・対物賠償保険・車両保険いずれかのみセットする場合/対人賠償保険および対物賠償保険のみセットする場合

人身傷害保険をセットしない場合、相手からの補償が受けられない事故によりケガをした場合に備える「自損傷害特約」および「無保険車傷害特約」をご用意しています。「自損傷害特約」および「無保険車傷害特約」の補償内容については、「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」をご確認ください。

にぴったりの補償プランをご提案します。

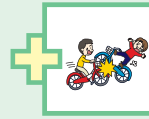
一人ひとりにぴったりをカスタマイズ **おすすめオプション**

おケガの補償

車に乗っていないときのケガにも備えたい



自動車事故特約
P12



交通乗用具事故特約
P12

ご自身や同乗者のケガに手厚く備えたい



傷害一時金
(1万円・10万円)倍額払特約
P14



搭乗者傷害
(死亡・後遺障害)特約
P14

お車の補償

新しい車に買い替えたい

新車が大きな損傷を受けた場合に、
また新車に買い替えられる



新車特約
P17

お車が車両保険金額の70%以上の損害を
受けた場合に、車両保険金額を100%補償



車両全損(70%)特約
P17

車を修理して乗り続けたい

長年乗っているお車の修理費が高額になっても安心



車両超過修理
費用特約
P17

車の修理中にレンタカーを借りたい

レンタカー費用の補償をさらに充実



レンタカー費用
特約
P18

補償範囲を限定して保険料をおさえたい



10補償限定
車両保険
「10補償限定」特約
P15

さらに補償を充実させたい



全損時諸費用
倍額払特約
P16



車内手荷物等
特約
P18



地震・噴火・津波
「車両全損時定額払」特約
P15

その他の特約

交渉を弁護士に依頼したい



弁護士費用(自動車・日常生活事故型)特約
弁護士費用(自動車事故型)特約
弁護士費用(自動車・自転車事故型)特約
P19

自動車保険で原動機付自転車の事故にも備えたい



ファミリーバイク(人身傷害型)特約
ファミリーバイク
(自損・無保険車傷害型)特約
P20

自動車事故以外で相手に損害を与えてしまった場合に備えたい



日常生活
賠償特約
P19



自転車
賠償特約
P19

万ーに備えてドライブレコーダーを利用したい



ドライブレコーダーによる
事故発生のお知らせに関する特約
P20

選んで
組み合わせて
ネットクの補償

おすすめの「加入プラン例」!

【例1】万一の事故に備えてドライブレコーダーの取付けを検討されている方におすすめ!

『GK 見守るクルマの保険(ドラレコ型)』に加入すると、当社オリジナルの専用ドライブレコーダーをご利用いただけます。高品質な録画機能に加えて、保険会社ならではの事故対応サービス等をご提供します。

1  今話題のドライブレコーダーがほしい。せっかくなら、事故対応までサポートしてくれるドライブレコーダーの方が安心なんだけど…

2  ドライブレコーダーの映像があれば、相手が一方的にぶつかってきた事故で目撃者がいなくても客観的な資料となる!

おすすめの加入プラン例



『GK 見守るクルマの保険(ドラレコ型)』

P3
P20

※『GK 見守るクルマの保険(ドラレコ型)』は、『GK クルマの保険』に「ドライブレコーダーによる事故発生の通知等に関する特約」をセットした契約のペットネームです。



車両保険無過失事故特約

P16


『GK 見守るクルマの保険(ドラレコ型)』なら、万一の事故でも当社オペレータが専用ドライブレコーダーを通して、レッカー手配などの事故の初期対応等を迅速・的確にご案内します。


車両保険無過失事故特約なら、お客さまに過失がない事故で車両保険を使っても継続契約の等級が下がりにません。



【例2】新車を購入し、お車の補償を充実させたい方におすすめ!

大切な新車に損害が発生した場合に再度新車を購入する費用が心配という方には**新車特約**がおすすめです。また、買い替える際にかかる税金等の費用が高くなっても安心な**全損時諸費用倍額払特約**がおすすめです。

1  最近、新しく車を購入しました。大切な新車なので、車の補償は手厚くしたいです。

2  まだローンも残っているし、万一事故を起こした場合、その費用が心配だ…

おすすめの加入プラン例



新車特約

P17



全損時諸費用倍額払特約

P16

大切な新車が大破した場合でも新車保険金額を限度に補償する新車特約がおすすめです。



お客様のニーズにあわせて、**安心基本プラン**に
おすすめオプションを組み合わせた
「**加入プラン例**」をご紹介します！

安心
基本プラン

おすすめ
オプション

【例3】 ご家族が自転車を使っている方におすすめ！

基本的な補償に**交通乗用具事故特約**と**弁護士費用(自動車・日常生活事故型)特約**をプラスして、ご家族のおケガに対しても十分な補償をご提供します。さらに、**日常生活賠償特約**で相手のおケガ等に備えます。

息子が高校生になり、
自転車通学を
はじめました。



1

最近、自転車事故のニュースも多いし…
通学中に、歩行者に衝突して
大ケガをさせてしまったり、
息子が転んでケガをしたら…



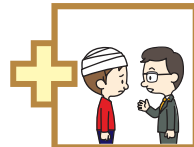
2

おすすめの加入プラン例



交通乗用具事故特約

P25



弁護士費用
(自動車・日常生活事故型)特約^(注1)

P19



日常生活賠償特約^(注2)

P19

ご家族全員の自転車
におけるリスクを
カバーします。



(注1) 補償の範囲をお車および自転車での事故に限定する。弁護士費用(自動車・自転車事故型)特約もご用意しております。
(注2) 補償の範囲を自転車での事故に限定する自転車賠償特約もご用意しております。

大切なご親族を見守りたいあなたへ。
保険契約に関する連絡先としてご親族を登録できる制度があります。

家族Eye(親族連絡先制度)

ご契約者さまが、ご親族の同意を得たうえで、保険契約に関する緊急連絡先としてご親族1名を登録する制度です。保険期間の途中でもご登録いただけます。

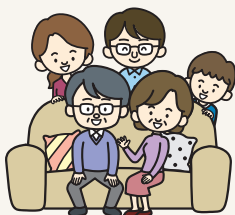


どんな時に
役に立つの？

- ご登録いただいた親族(以下、「連絡先親族」といいます。)から、ご契約者さまの契約情報に関してお問合わせいただいた場合、証券番号の確認および本人確認を行ったうえで、契約情報をお答えします。
- ご契約者さまと連絡が取れない等の緊急時に、当社または取扱代理店から、連絡先親族へご連絡します。

このような方にぴったりの制度です。

- (例)・自分自身に何かあった際の不安を解消するために、遠方に住む子どもや親族を緊急連絡先としたいというご高齢の方
・両親が高齢であり、万一の際には自分がサポートしたい、保険に関することで両親と連絡が取れない場合は取扱代理店または保険会社から直接連絡がほしいという方



※家族Eye(親族連絡先制度)の登録方法や詳細については、取扱代理店または当社までお問い合わせください。

相手への賠償



安心基本プラン



詳しい説明は → P24

示談交渉サービス付

対人賠償保険

相手の方にケガをさせてしまった場合に補償します。

相手の方にケガをさせてしまい法律上の損害賠償責任を負った場合に、自賠責保険等により支払われるべき金額を超えた治療費や慰謝料、働けない間の収入などを補償します。万一、死亡された場合や後遺障害が発生した場合も補償します。

安心基本プラン



詳しい説明は → P24

示談交渉サービス付

対物賠償保険

相手の方の車や電柱などを壊してしまった場合に補償します。

相手の方の車や電柱、塀などに損害を与えてしまい法律上の損害賠償責任を負った場合の修理費や、ご契約のお車が線路に立入り、電車等を運行不能にしてしまったときの振替輸送費用等を補償します。

安心基本プラン



詳しい説明は → P24

対物超過修理費用特約

相手の方の車の修理費が時価額より高くなった場合に補償します。

相手の方の車の修理費が時価額を上回り、対物賠償保険で十分に補償できない場合に50万円を限度に保険金をお支払いします。ただし、相手の方の車が事故日の翌日から起算して6か月以内に修理完了された場合に限りです。

ワンポイント

対人賠償保険・対物賠償保険

相手の方への賠償は、非常に高額となるケースもあります。

高額判決例

	事案
対人賠償	バイクと衝突してバイクの運転者(男性29才)に重い後遺障害が発生した。 (2005年5月17日名古屋地裁判決)
	認定総損害額 3億8,281万円

	事案
対物賠償	トラックと衝突したはずみで店舗(遊技場)に飛び込んだ。 (1996年7月17日東京地裁判決)
	認定総損害額 1億3,450万円

Q



事故が起きたら、自分で相手の方と交渉する必要がありますか？

A



いいえ。めんどろな示談交渉は当社におまかせください。

対人・対物事故により被保険者に法律上の損害賠償責任が発生した場合(注1)は、被保険者のお申出により、以下のケースを除いて当社が被保険者のために示談交渉をお引き受けします。(注2)

示談交渉をお引き受けできないケース

- ・ご契約のお車に自賠責保険等の契約が締結されていない場合
- ・正当な理由なく被保険者が当社への協力を拒んだ場合 等

(注1)一方的に追突された場合など、被保険者に法律上の損害賠償責任が発生していない場合は、**弁護士費用に関する特約 P19**をセットしていれば、交渉を弁護士に依頼する費用が補償されます。

(注2)対人事故は対人賠償保険をセットした場合、対物事故は対物賠償保険をセットした場合に限りです。

示談交渉サービス

Q



最近、認知症やてんかん等を原因とした自動車事故が増えていますが、これらの事故の場合でも補償はできますか？

A



はい。万一、認知症の方が事故を起こし、監督義務者の方に損害賠償責任が及ぶ場合でも、**監督義務者の方が対人賠償保険、対物賠償保険の被保険者に含まれております**ので、安心です。

さらに

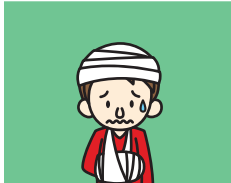
監督義務者の方がいない場合に、被害者の方が十分な補償を受けられないケースもあります。このような場合でも被害者の方に十分な補償を提供できるように**心神喪失等による事故の被害者救済費用特約**が自動セットされておりますので、さらに安心です。

詳しい説明は → P31

おケガの補償



安心基本プラン



詳しい説明は **P24**

人身傷害保険

事故でご自身や同乗者の方がケガをしてしまった場合に、治療費や働けない間の収入などを補償します。

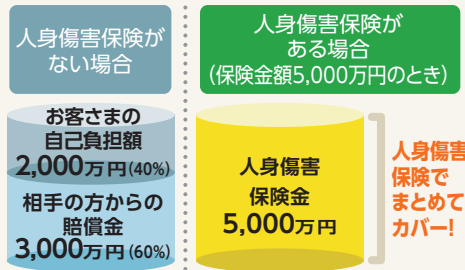
ご契約のお車に搭乗中などの事故でケガをされた場合に、治療費はもちろん、働けない間の収入や精神的損害などを補償します。万一、ケガをして死亡された場合や後遺障害が発生した場合も補償します。



POINT 1 相手の方がいる事故の場合でも、示談成立を待つことなく保険金をお受け取りいただけます。

たとえば

実際に発生した損害: 5,000万円(注)
過失割合: お客さま40% 相手方60%



(注) 損害の額は、普通保険約款に記載した基準に従い当社が認定を行います。



POINT 2 年齢別の保険金額の目安

※事故が2020年4月以降に発生した場合に、当社基準にて算出した一例です。詳細は『ご契約のしおり(普通保険約款・特約)』をご覧ください。

年齢	扶養家族の有無	死亡された場合
25才	あり	1億円
	なし	9,000万円
35才	あり	1億円
	なし	8,000万円
45才	あり	9,000万円
	なし	6,500万円
55才	あり	7,000万円
	なし	5,000万円
60才	あり	6,000万円
	なし	4,500万円

事故で重い障害が残ってしまったら、死亡された場合よりも損害の額が大きくなる場合があります。人身傷害保険では重度後遺障害が発生し介護が必要となる場合、保険金額の2倍の額を限度にお支払いします。



POINT 3 自動車事故特約 P25 または交通乗用具事故特約 P25 をセットすると、ご契約のお車の事故だけでなく、歩行中に自動車にはねられた場合なども補償します。

事故の種類	ご契約のお車の事故	交通乗用具事故(注3)	
		自動車事故(注1)	自転車事故(注2)
主な事故例	ご契約のお車に搭乗中の事故でケガをした	ご契約のお車以外の自動車(注2)に搭乗中の事故でケガをした、歩行中に自動車にはねられケガをした	自転車を運転中に転んでケガをした
人身傷害保険	→		
自動車事故特約をセットする場合	→	→	
交通乗用具事故特約をセットする場合	→		→

(注1) 他車運転特約 P29 等で補償されるケースがあります。

(注2) 記名被保険者、その配偶者またはそれらの方の同居の親族が所有または常時使用するお車は除きます。

(注3) ご契約のお車以外の自動車の運行事故(歩行中に自動車にはねられた等)や、交通乗用具の事故等を行います。なお、交通乗用具とは、電車、航空機、船舶、エレベーター等を含みます。P25

※自動車事故特約、交通乗用具事故特約をご契約のお車以外の自動車保険にもセットした場合は、補償が重複しますので、補償内容をご確認ください。P20

商品の全体像

補償の概要

プラン

相手

おケガ

お車

その他

ご確認事項

補償の詳細

用語のご説明など

おケガの補償



安心基本プラン



詳しい説明は **P25**

紹介ネットワーク

保険金をお支払いする場合に、ご希望により当社提携業者をご紹介します。

たとえば

バリアフリーリフォーム事業者、ホームヘルパーやベビーシッター等

入院・後遺障害時における人身傷害諸費用特約

事故により入院したり、重い障害が残った場合に必要さまざまな費用を補償します。

<入院時人身傷害諸費用>

家事や介護、育児またはペット^(注)の世話をする方が事故で入院した場合、または入院した方に付き添う場合にかかる費用等をお支払いします。

(注) 世話をしている方の個人の住居で飼っている犬または猫をいいます。

<p>ホームヘルパー 雇入費用</p> <p>1日あたりそれぞれ2万円を限度にお支払い</p>	<p>介護ヘルパー 雇入費用</p> <p>1日あたりそれぞれ2万円を限度にお支払い</p>	家事・介護・育児やペットの世話も安心です	<p>個室でゆっくり治療に専念できます</p> <p>差額ベッド 費用</p> <p>1日あたり2万円を限度にお支払い</p>
<p>ベビーシッター 雇入費用</p> <p>合計して1日あたり2万円を限度にお支払い</p>	<p>保育施設 預け入れ費用</p> <p>合計して1日あたり2万円を限度にお支払い</p>		<p>別の病院へ転院するための交通費等を受け取れます</p> <p>転院 移送費用</p> <p>転院1回かつ100万円を限度にお支払い</p>
<p>ペットシッター 雇入費用</p> <p>合計して1日あたり2万円を限度にお支払い</p>	<p>ペット専用施設 預け入れ費用</p> <p>合計して1日あたり2万円を限度にお支払い</p>		

※被保険者1名につき、上記それぞれの費用を合計して200万円を限度とします。

<後遺障害時人身傷害諸費用>

事故により重い障害が残ってしまった場合に、リハビリにかかる費用や福祉車両等の購入費用、ご自宅の改造費用等をお支払いします。

<p>費用を気にせずリハビリに専念できます</p> <p>リハビリテーション 訓練等費用</p> <p>被保険者1名につき 訓練期間1か月あたり5万円をお支払い</p>	<p>福祉車両や電動車いす等を購入できます</p> <p>福祉機器等 取得費用</p> <p>被保険者1名につき 500万円を限度にお支払い</p>	<p>自宅をバリアフリーに改造できます</p> <p>住宅改造 費用</p> <p>被保険者1名につき 500万円を限度にお支払い</p>
--	--	---

こんな場合にお役に立ちます

- 一般病室ではほかの患者さんに気を遣うことが多く、眠れないこともありましたが、個室を利用できたおかげで、治療に専念することができました。

- 妻が事故で入院して、私も毎日のように病院へ行って付き添ったため、家事の人手が足りなくなっていました。ホームヘルパー等を雇う費用が補償されたので、安心して妻が退院するまで付き添うことができました。

ワンポイント ①

個室を利用した場合・・・

全国平均で、差額ベッド費用は1日あたり約**7,800円**^(注)もかかります!

(注) 厚生労働省「主な選定療養に係る報告状況」(2018年)より



ワンポイント ②

～ホームヘルパーの平均的な利用金額～

約**14,000円**^(注)

(注) 総務省統計局「家計調査(2018年)」を基に算出(1回あたりの平均利用金額)

安心基本プラン



詳しい説明は → P25

傷害一時金(1万円・10万円)特約

洗面用具等の日用品や衣類の準備など、入院時等に必要な当座の費用に充てられます。

人身傷害保険で保険金をお支払いする事故によりケガをして事故日からその日を含めて180日以内に治療を要し、入院または通院した場合に、入院または通院した実治療日数の合計が1日以上5日未満であれば1万円、5日以上であれば10万円を傷害一時金としてお支払いします。

おすすめオプション

より手厚く
備えるなら…



詳しい説明は → P25

傷害一時金(1万円・10万円)倍額払特約

傷害一時金(1万円・10万円)特約の保険金の額を2倍にして、傷害一時金をお支払いします。

Q



人身傷害保険と傷害一時金(1万円・10万円)特約の違いを教えてください。

A

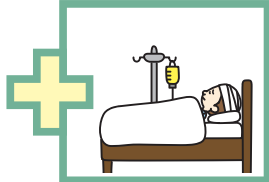


人身傷害保険 P12 は、実際に負担した費用などについて当社基準に従い保険金をお支払いする基本的な補償です。一方、傷害一時金(1万円・10万円)特約は、人身傷害保険の保険金とは別に、実治療日数に応じて1万円または10万円をお支払いします。**入院または通院が長引いても、実治療日数の合計が5日以上であれば治療中でも保険金を受け取ることができ、当座の費用に充てられます。**

さらに

自動車事故特約または交通乗用具事故特約がセットされているご契約において、歩行中に自動車事故にあたり、自転車で転んだ場合でも、人身傷害保険金のお支払い対象となる場合は、人身傷害の保険金とは別に実治療日数の合計に応じて1万円または10万円をお支払いします。

おすすめオプション



詳しい説明は → P26

搭乗者傷害(死亡・後遺障害)特約

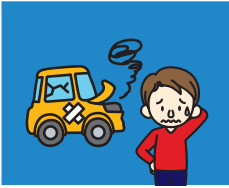
事故で万一亡くなられたり、重い障害が残った場合に保険金をお支払いします。

ご契約のお車に搭乗中の事故によりケガをして、万一亡くなられた場合や後遺障害が発生した場合にそれぞれ死亡保険金、後遺障害保険金をお支払いします。

お車の補償



安心基本プラン



詳しい説明は **P26**

車両保険には、**車両価額協定保険特約 P27**が自動セットされます。

ご契約のお車と同じ用途車種・型式等で、同じ程度に消耗した自動車の市場販売価格相当額を保険金額として、車両保険金をお支払いします。

車両保険

大切なお車が壊れた場合、修理費を補償します。

事故でご契約のお車が壊れてしまった場合に、修理費等を補償します。



車両保険「10補償限定」特約 P27 をセットすると、補償の対象となる事故の範囲が次の表のとおり限定されます。

○:お支払いします ×:お支払いしません

補償する事故 (主な事故例)	①相手自動車との衝突・接触	②自動車によるあて逃げ	③ご契約のお車の所有者が所有する別の自動車との衝突・接触	④火災・爆発	⑤盗難	⑥騒擾、労働争議に伴う暴力行為または破壊行為	⑦台風・竜巻・洪水・高潮
一般補償	○	○	○	○	○	○	○
10補償限定	○	○	○	○	○	○	○
補償する事故 (主な事故例)	⑧落書、いたずら、窓ガラス破損	⑨飛来中または落下中の他物との衝突	⑩その他の偶然な事故(注1)	⑪歩行者・自転車・動物(注2)との衝突・接触	⑫電柱・ガードレール等との衝突	⑬墜落・転覆	⑭地震・噴火・津波
一般補償	○	○	○	○	○	○	×
10補償限定	○	○	○	×	×	×	×

(注1) 塗料や油等の液体がかかったことによる汚損、積雪による損害等をいい、①～⑨および⑪～⑭に該当する事故を除きます。

(注2) 動物が社会通念上跳躍中と解される状態で衝突・接触した場合を含みます。ただし、崖等の高所より落下中の動物との衝突は、「⑨飛来中または落下中の他物との衝突」に含みます。

車両保険では、「地震・噴火またはこれらによる津波」によって発生した損害について、車両保険金をお支払いしません。

ただし、**地震・噴火・津波「車両全損時定額払」特約**をセットした場合は、「地震・噴火またはこれらによる津波」によってお車が全損となったときに50万円をお支払いします。(車両保険金額が50万円未満の場合は車両保険金額を保険金としてお支払いします。)ぜひ、**地震・噴火・津波「車両全損時定額払」特約**のセットをご検討ください。補償内容等の詳細は、**P28**をご覧ください。

※地震・噴火・津波「車両全損時定額払」特約は車両保険(一般補償)にのみセット可能です。

こんな場合にお役に立ちます

つけてよかった! 助かった!



●先日、信号機のない交差点で急に右折してきた車と出合い頭の事故にあい、当然相手から全額補償してもらえと思ったのですが、**私にも過失が2割あると言われて、その分の修理費用を支払ってもらえませんでした。**これまでは車両保険の加入すら考えたことがなかったのですが、**代理店からのすすめで加入していたおかげで、保険を使って修理でき、助かりました。**

ワンポイント ご存知ですか?

自分が直進、相手が右折時の衝突事故の基本的な過失割合は、**自分:相手=2:8**となります。

※過失割合とは、事故における責任の割合をいいます。割合は事故状況により上記と異なる場合があります。





詳しい説明は ➡ P27

車両保険無過失事故特約

一方的に追突された場合などで、
車両保険金を受け取っても等級が下がりにません。

一方的に追突された場合や、ご契約のお車の欠陥等により本来の仕様とは異なる事象が起きて事故が発生した場合など、お客さまに過失がないときに、継続契約の等級および事故有係数適用期間に影響することなく、車両保険金を受け取れます。

※1 相手自動車およびその運転者または所有者が確認できた場合の事故に限ります。

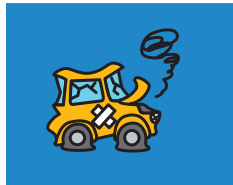
※2 新車特約等の所定の特約により車両保険金をお支払いする場合は、取扱いが異なります。

こんな場合にお役に立ちます

つけてよかった！
助かった！



- 先日、交差点で信号待ちしている際に追突されました。**なんと相手の方が任意保険に未加入だったことを知り愕然としました。**そんなとき、代理店の方が車両保険無過失事故特約が適用できることを教えてくれたんです。相手の方がとても若かったので損害賠償請求も半ばあきらめていたのですが、自分の車両保険を使って修理しても**継続契約の等級が下がらなかった**ので、とても助かりました。



詳しい説明は ➡ P27

全損時諸費用特約

事故でお車が全損になってしまった場合、
廃車や買替時の諸費用を補償します。

事故でご契約のお車が全損となった場合に、車両保険金額の10% (20万円限度) をお支払いします。ただし、車両保険金額が100万円以下の場合は、10万円をお支払いします。

こんな場合にお役に立ちます

つけてよかった！
助かった！



- 先日、車が大破してしまいました。代わりに中古車を買うことにしたのですが、**消費税に加えて買替時の諸費用が色々あって結構な出費になりました。**車両保険で支払ってもらった保険金だけでは自己負担が発生するところでした。

おすすめオプション

より手厚く
備えるなら…



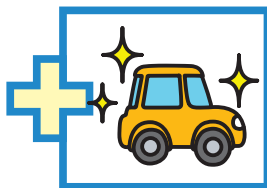
全損時諸費用倍額払特約

全損時諸費用特約の保険金の額を2倍にして全損時諸費用保険金をお支払いします。

詳しい説明は ➡ P27



おすすめオプション



詳しい説明は → P27

新車特約

事故で新車が大きな損傷を受けた場合、もう一度新車に買い替えられます。

ご契約のお車が、事故で新車保険金額の50%以上の損害を受けた場合などに、新車保険金額を限度に車両保険金をお支払いします。ただし、満期日の属する月が初度登録(初度検査)年月の翌月から起算して61か月を超える場合は、車両保険金額が新車保険金額の50%以上のときに限りセットできます。

こんな場合にお役に立ちます

つけてよかった！
助かった！

- 買ったばかりの新車が事故で大きな損傷を受けてしまいましたが、新車特約をセットしていたので**車両保険金で購入費用が支払われ、同じ車種の新車を購入できました**。ローンの残りもあったのでとても不安でしたが、助かりました。

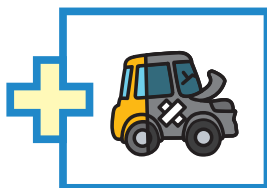


たとえば

新車保険金額: 160万円
損害の額: 80万円
(新車保険金額の50%)

新たに購入するお車の費用
(車両本体価格+付属品の価格+消費税)を
160万円まで補償します。

おすすめオプション



詳しい説明は → P27

車両全損(70%)特約

事故でお車が壊れた場合、新しいお車への買替を検討できます。

ご契約のお車(車両保険金額が50万円以上)が事故にあって、損害が車両保険金額の70%以上となった場合に全損とみなして車両保険金をお支払いします。

こんな場合にお役に立ちます

つけてよかった！
助かった！

- 長年乗っている車だったので、事故で大きな損害が発生してしまい、仕方なく買い替えることにしたんです。でも、車両全損(70%)特約をセットしていたおかげで、全損ではないのに車両保険金を100%受け取れて、**自己負担を抑えることができました**。

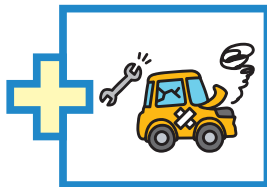


たとえば

車両保険金額: 100万円
損害の額: 70万円(車両保険金額の70%)

車両保険金を満額の
100万円受け取れます。

おすすめオプション



詳しい説明は → P27

車両超過修理費用特約

事故にあってもしっかり修理して、長年乗っている愛車に乗り続けられます。

始期日の属する月が初度登録(初度検査)年月の翌月から起算して25か月を超えるご契約のお車が事故にあって、修理費用が高額になり車両保険金額を上回る場合、その差額について30万円を限度にお支払いします。ただし、事故日の翌日から起算して6か月以内に修理完了した場合に限ります。

こんな場合にお役に立ちます

つけてよかった！
助かった！

- 長年大切に持っている愛車に、事故で大きな損害が発生してしまいました。気に入って乗っている車だったので、買い替えたくなかったので、**車両超過修理費用特約で修理ができて本当に助かりました**。



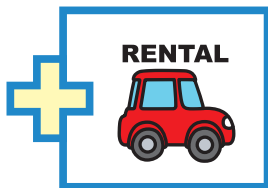
たとえば

車両保険金額
100万円

修理費
130万円

差額の30万円もお支払いします。

おすすめオプション



詳しい説明は → P27

ロードサービス費用特約 P28

では、ご契約のお車が走行できる場合でお車を修理に出している間のレンタカー費用は補償の対象となりません。より充実した備えとして、**レンタカー費用特約**のセットをおすすめします。

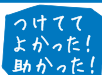
レンタカー費用特約

事故によりお車を修理している間、レンタカーを借りる費用を補償します。

ロードサービス費用特約 P28 で補償の対象とならない場合(事故にあい、走行はできるが修理が必要なケース等)に、最大30日間、1日あたり保険金日額を限度にレンタカーを借りる費用を補償します。なお、保険金日額は3,000円～20,000円の範囲で1,000円単位に設定できます。

※レンタカー費用特約をセットした場合、ロードサービス費用特約のレンタカー費用保険金日額は、レンタカー費用特約における保険金日額と同額となります。

こんな場合にお役に立ちます



- 先日、衝突事故を起こして車に傷が付き、修理に出しました。普段から車を通勤に使用しているので、レンタカーを借りましたが、**部品の取り寄せなどで修理が遅くなり、15日間も修理にかかってしまいました。**レンタカー費用を補償してもらえて良かったです。



ワンポイント

レンタカーにかかる費用の目安(お客さまご自身で手配された場合)

お車の種類(用途車種)	1日借りた場合の料金(24時間まで)	15日間借りた場合の料金
総排気量660cc(自家用軽四輪乗用車)	6,700円	85,320円
総排気量1500cc(自家用小型乗用車)	9,720円	123,120円
総排気量2500cc(自家用普通乗用車)	15,120円	181,440円

Aレンタカー社2019年5月現在料金例(税込)



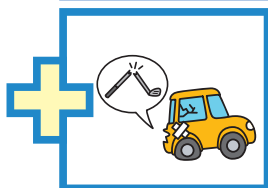
レンタカー費用特約とロードサービス費用特約の

レンタカー費用保険金日額について

		お車が走行できる状態で修理に出した場合	お車が走行できない状態で修理に出した場合
レンタカー費用特約	セットなし	(補償なし)	ロードサービス費用特約 1日あたり7,000円を限度にお支払い
	セットあり (例1) 日額5,000円	レンタカー費用特約 1日あたり5,000円を限度にお支払い	ロードサービス費用特約 1日あたり5,000円を限度にお支払い
	セットあり (例2) 日額10,000円	レンタカー費用特約 1日あたり10,000円を限度にお支払い	ロードサービス費用特約 1日あたり10,000円を限度にお支払い

ロードサービス費用特約の保険金日額は、レンタカー費用特約の保険金日額と同額が設定されます。

おすすめオプション



詳しい説明は → P28

車内手荷物等特約

お車に積んだゴルフセットなどの荷物が、衝突事故などで壊れた場合に補償します。

ご契約の車両保険で車両保険金をお支払いする事故によりご契約のお車の車室内やトランク内に収容等されている個人が所有する動産に損害が発生した場合に損害の額(修理費等)について、保険金額を限度に車内手荷物等保険金をお支払いします。

その他の特約

おすすめオプション



詳しい説明は **P32**

紹介ネットワーク

保険金をお支払いする場合には、ご希望により弁護士をご紹介します。

日常生活で所有物が壊されたり、お車を運転中に一方的に追突された場合など、身体を害されたり、財物に損害を受けた事故で、お客さまに過失がないときは、保険会社は示談交渉を行うことができません。弁護士費用に関する特約では、そのようなときに交渉を弁護士に依頼する費用を補償します。



弁護士費用に関する特約

事故で一方的に被害にあい、相手に治療費を請求したが交渉に応じてくれない場合などに、交渉を弁護士に依頼する費用を補償します。

弁護士費用(自動車・日常生活事故型)特約

日常生活全般の事故で相手との交渉を弁護士に依頼する場合に、被保険者1名につきそれぞれ300万円を限度に弁護士・損害賠償請求等費用保険金をお支払いします。また、弁護士、司法書士または行政書士に法律相談を行う場合に、被保険者1名につきそれぞれ10万円を限度に法律相談費用保険金をお支払いします。

弁護士費用(自動車事故型)特約

弁護士費用(自動車・日常生活事故型)特約の補償の対象となる事故の範囲を、お車での事故に限定します。

上記のほか、**弁護士費用(自動車・日常生活事故型)特約**の補償対象となる事故の範囲を、お車および自転車での事故に限定する**弁護士費用(自動車・自転車事故型)特約**^(注1)があります。

弁護士費用に関する特約の補償範囲

	自動車事故 ^(注2)	日常生活事故	
		自転車事故	その他の事故
自動車に一方的に追突されたなどの事故で、ケガをしたり、所有物が壊れたりした。	歩行中などに自転車に追突され、ケガをしたり、所有物が壊れたりした。	日常生活で被害事故にあって、ケガをしたり、所有物が壊れたりした。	
弁護士費用(自動車・日常生活事故型)特約	▶		
弁護士費用(自動車事故型)特約	▶		
弁護士費用(自動車・自転車事故型)特約 ^(注1)	▶		

(注1) 自転車賠償特約 **P30** 付き契約にのみセット可能です。

(注2) ご契約のお車等で事故にあり、過失がないにもかかわらず相手の方から訴えられた場合に対応するための費用も補償します。

おすすめオプション



詳しい説明は **P30**

示談交渉サービス付^(注)

(注) 日本国内で発生した事故のみ対象です。

日常生活賠償特約

お車を運転中以外の国内外の日常生活の事故で、相手に損害を与えてしまった場合に賠償金などを補償します。

日本国内・日本国外における日常生活の事故により、他人にケガをさせてしまったり、他人のモノを壊してしまったり、または誤って線路へ立入り、電車等を運行不能にしてしまったこと^(注)等により、法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償額について、日常生活賠償保険金をお支払いします。保険金額は日常生活の事故が日本国内で発生した場合は「無制限」、日本国外で発生した場合は「3億円」です。

(注) 電車等を運行不能にしてしまったことにより保険金をお支払いする損害は日本国内で発生したときに限ります。

上記のほか、**日常生活賠償特約**の補償の対象となる事故の範囲を、自転車事故に限定する**自転車賠償特約**があります。ただし、電車等を運行不能にしてしまった場合や、日本国外で発生した自転車事故は対象となりません。

賠償に関する特約の補償範囲

	自動車事故	日常生活事故	
		自転車事故	その他の事故
日常生活賠償特約	自動車保険の対人賠償保険または対物賠償保険で補償	自転車で歩行者にぶつかってしまった。	水漏れを起こして、階下のお宅の家具を濡らしてしまった。
自転車賠償特約		▶	

おすすめオプション



詳しい説明は → P30

ファミリーバイク(人身傷害型)特約 ファミリーバイク(自損・無保険車傷害型)特約

原動機付自転車を運転中等の場合も、相手への賠償やご自身のおケガを補償します。

ご自身およびご家族が原動機付自転車を運転していて事故にあった場合に、相手への賠償やご自身のおケガについて補償します。ご家族で2台以上所有している場合はまとめて補償します。また、友人・知人等から臨時で借りた原動機付自転車を運転中等の場合も補償します。

おすすめオプション



詳しい説明は → P31

ドライブレコーダーによる 事故発生のお知らせに関する特約

万一事故が発生し、ご契約のお車に取り付けた専用ドライブレコーダーが事故による衝撃を検知したとき、その情報を当社が受信します。当社から発信した電話連絡等に応じることで事故のお知らせが行われたものとみなします。



ドライブレコーダーによる事故発生のお知らせに関する特約をセットすると、『GK 見守るクルマの保険(ドラレコ型)』として、事故時や安全運転をサポートする各種サービスをご利用いただけます。

詳しい説明は → P3



⚠ 補償の重複についてご確認ください

ご家庭において2台以上の自動車保険をご契約されている場合、それぞれのお車のご契約に、以下に記載している特約(ご本人とご家族が補償の対象となる特約)をセットしていると補償が重複している可能性があります。この場合、補償が重複している部分の保険料を節約できるケースがありますので、ご家族のお車のご契約もまとめてご相談ください。

【それぞれの特約のセット例】

夫婦とお子さま1人の3人家族が、父(ご本人)と同居のお子さまでお車を2台お持ちの場合

それぞれの特約の補償範囲については、補償の詳細ページをご覧ください。

		1台目 父(ご本人)	2台目 同居のお子さま
車外での事故によるケガ(注1)	自動車事故特約 交通乗用具事故特約	P25	いずれかの特約を1世帯に1特約セット
日常生活における損害賠償(注2)	日常生活賠償特約 自転車賠償特約	P30	いずれかの特約を1世帯に1特約セット(注4)
交渉を弁護士に依頼する費用(注3)	弁護士費用(自動車・日常生活事故型)特約 弁護士費用(自動車事故型)特約 弁護士費用(自動車・自転車事故型)特約	P32	いずれかの特約を1世帯に1特約セット(注4)
原動機付自転車に搭乗中の事故	ファミリーバイク(人身傷害型)特約 ファミリーバイク(自損・無保険車傷害型)特約	P30	いずれかの特約を1世帯に1特約セット

(注1) 自動車事故特約または交通乗用具事故特約をセットしたご契約が2台以上あり、それぞれのご契約の人身傷害保険の保険金額が無制限以外の場合、補償が重複する部分については保険金額が増額されます。

(注2) 日常生活賠償特約をセットしたご契約が2台以上あり、日本国外で発生した事故の場合、日常生活賠償特約の保険金額が増額されるケースがあります。

(注3) 弁護士費用に関する特約をセットしたご契約が2台以上ある場合など、弁護士費用に関する特約の保険金額が増額されるケースがあります。

(注4) 火災保険契約等、他の保険商品でも同様に補償される特約等があります。

ご確認事項(運転する方とお車/保険料)

1. 運転する方とお車について

(1) 運転免許証の色

記名被保険者がゴールド免許をお持ちの場合は、保険料が割引となります。始期日(保険期間の途中で記名被保険者を変更する場合は変更日)時点において有効な記名被保険者の運転免許証の色(ゴールド、ブルーまたはグリーン等)と有効期限をご確認ください。

ゴールド免許割引
12%^(注)

(注) 本人限定をセットした場合は15%になります。



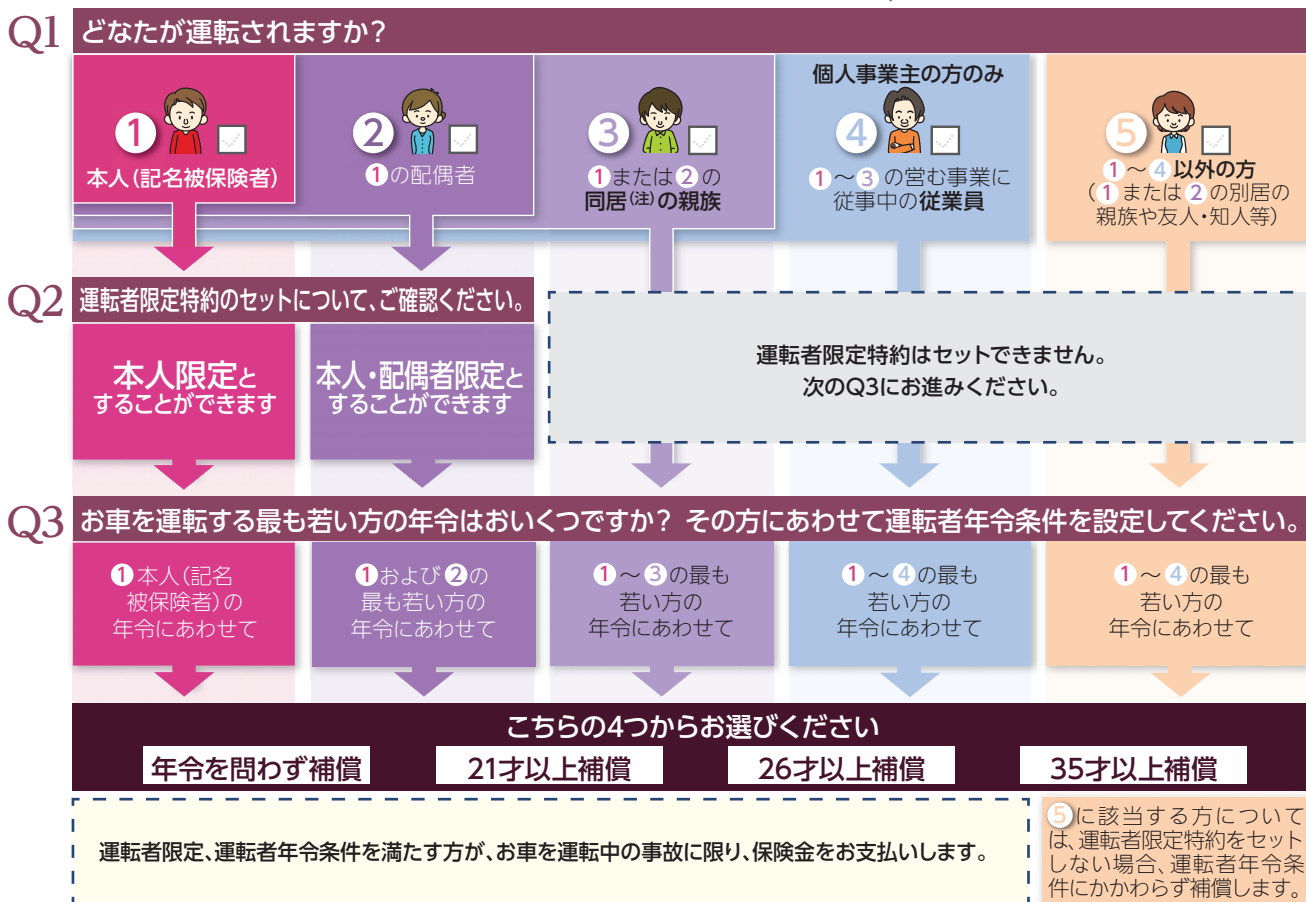
(2) 運転する方の範囲(運転者を限定する特約と運転者年齢条件の設定)

「ご本人だけ」または「ご夫婦だけ」が運転する場合など、お車を運転する方が決まっている場合には、運転者を限定したり、運転者年齢条件を設定することにより保険料が変わります。

運転者限定特約にて運転者を限定した場合は限定した方が、運転者年齢条件特約にて運転者年齢条件を設定した場合は運転者年齢条件を満たす方が、お車を運転中の事故に限り、保険金をお支払いします。

次のチャートを参考にお決めください。

①～⑤について、お車を運転する方をすべてチェックしたうえで、最も右のの方から↓を進んでください。

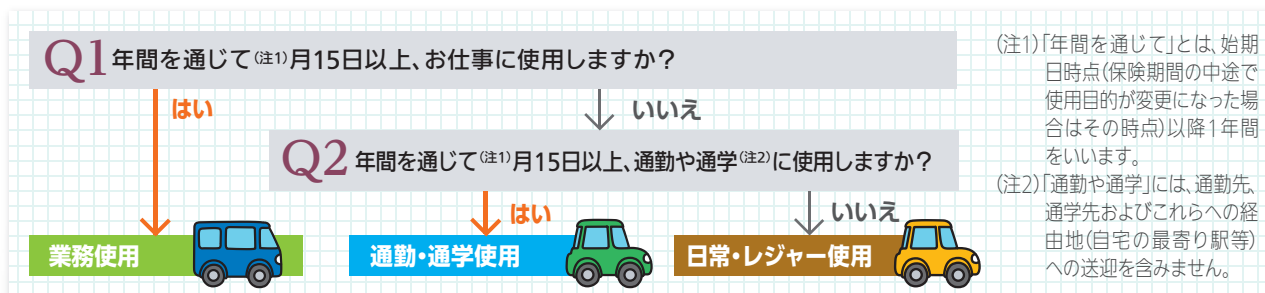


(注) 同居とは、同一の家屋に居住していることをいいます。住民票上は同居となっても実態が別居の場合は、ここでいう同居には該当しません。

(3) ご契約のお車の使用目的

ご契約のお車の「使用目的」により保険料が異なります。ご契約のお車の使用実態に従って、次のチャートにより使用目的を正しく設定してください。

- ※1 使用目的を次のチャートに沿って正しく設定した場合、設定した使用目的と異なる目的で使用したときでも補償の対象となります。(たとえば、使用目的を「業務使用」と設定したご契約のお車を通勤やレジャー等に使用した場合でも、補償の対象となります。)ただし、設定した使用目的の区分に変更が発生していない場合に限りです。
- ※2 故意または重大な過失によって、事実と異なる設定をした場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。



2. 保険料の決定の仕組み等について

(1) 等級別料率制度

1～20等級および「無事故」「事故有」の区分によって保険料が割引・割増される制度です。なお、ご契約の始期日時点における制度であり、将来変更となる場合があります。

たとえばこんな事故です。

3等級ダウン事故とは…

- ・相手の方にケガをさせてしまい、対人賠償保険金が支払われる事故
- ・衝突して相手の方の車を壊してしまい、対物賠償保険金が支払われる事故
- ・電柱に衝突して、車両保険金が支払われる事故

1等級ダウン事故とは…

- ・火災や盗難により車両保険金のみ支払われる事故
- ・飛び石等の飛来中または落下中の他物との衝突により車両保険金のみ支払われる事故

ノーカウント事故とは…

- ・自分がケガをして、人身傷害保険金のみ支払われる事故

保険金支払対象事故があったら事故の種類により
1件につき

3等級または1等級ダウン (注1)

ただし、ノーカウント事故は、無事故の場合と同様に取扱いします。



1年間
無事故なら
1等級アップ



このパンフレットに保険料の記載はありません。保険料はお客様の等級、お車の情報や年齢等によって変わります。実際の保険料の案内をご希望の場合は、取扱代理店または当社までお問い合わせください。また、当社ホームページより保険料を試算することもできます。試算にあたっては、お車の「型式またはメーカー名」や「初度登録(初度検査)年月」が必要になります。右記URLよりアクセスのうえ、ご利用ください。(https://www.ms-ins.com)

① 新たにご契約される場合

6等級(S)からのスタートとなります。事故有係数適用期間は0年です。

2台目以降のお車について新たにご契約される場合(注2)で、「セカンドカー割引」の適用条件をすべて満たすときは、7等級(S)からのスタートとなります。また、事故有係数適用期間は0年です。

1台目のご契約	6等級(S)	割増4%
2台目以降のご契約	7等級(S)	割引34%

※セカンドカー割引の適用条件については、『ご契約のしおり(普通保険約款・特約)』をご覧ください。

自動車保険に初めてご加入される場合は、「はじめての自動車保険」(個人用自動車保険)をご契約いただけます。



- 特徴1 シンプルな補償内容
- 特徴2 お求めやすい保険料

『GK クルマの保険』に比べて、「ご契約のお車に搭乗中」「他人のお車を運転中」に絞ったシンプルな補償とすることで、お求めやすい保険料を実現しています。

詳細については、取扱代理店または当社までお問い合わせください。

② 継続してご契約される場合(注3)

【事故がなかった場合】

ご契約の保険期間が1年(注4)で事故有係数適用期間が0年の場合、保険期間中無事故であれば、継続契約の等級が1つ上がり、「無事故」の割増引率(注5)が適用されます。なお、事故有係数適用期間は0年のままです。ただし、「ご契約の満期日(もしくは解約日)」または「ご契約の満期日(もしくは解約日)の翌日から7日以内」に継続いただくことが条件となります。

【無事故】の割増引率	割増			割引																
	等級	1(注6)	2	3	4	5	6(F)	7(F)	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
割増引率	64%	28%	12%	2%	13%	19%	30%	40%	43%	45%	47%	48%	49%	50%	51%	52%	53%	54%	55%	63%

【事故があった場合】

ご契約の保険期間が1年(注4)で事故有係数適用期間が0年の場合、3等級ダウン事故または1等級ダウン事故が発生したときは、継続契約の等級が事故1件につき3つまたは1つ下がり、事故有係数適用期間が1年～6年となって継続契約に「事故有」の割増引率(注5)が適用されます。(注1)なお、ノーカウント事故は、無事故の場合と同様に取扱いします。

【事故有】の割増引率	割増			割引																
	等級	1(注6)	2	3	4	5	6(F)	7(F)	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
割増引率	64%	28%	12%	2%	13%	19%	20%	21%	22%	23%	25%	27%	29%	31%	33%	36%	38%	40%	42%	44%



ご契約の保険期間が1年(注4)で3等級ダウン事故または1等級ダウン事故があった場合、「事故有」の割増引率が事故によりダウンする等級の数と同じ年数(事故有係数適用期間)適用され、その後、「無事故」の割増引率に戻ります。既に「事故有」の割増引率が適用されているご契約で事故があった場合は、継続契約の事故有係数適用期間が長くなります。ただし、上限は「6年」です。

前年の発生事故	事故有係数適用期間
3等級ダウン事故 1件	3年
1等級ダウン事故 1件	1年

- (注1) 継続手続きがなされた後であっても等級、事故有係数適用期間を修正することがあります。
 (注2) ご契約の始期日時点で1台目のご契約(他の保険会社または共済とのご契約を含みます。)がある場合をいいます。
 (注3) 継続前のご契約が「無事故・事故有」別の等級別料率制度を採用していない他の保険会社または共済の場合は、取扱いが異なります。
 (注4) 保険期間が1年を超える長期契約または1年に満たない短期契約の場合、取扱いが異なります。(保険期間が1年を超える長期契約

において同一の保険年度内に複数の事故があった場合等、保険期間1年のご契約を継続する場合より等級が低くなることや事故有係数適用期間が長くなる場合があります。)

- (注5) 一部の補償については、割増引率が適用されません。
 (注6) 1等級連続事故契約割増が適用される場合は、さらに割増が適用されます。
 (注7) 長期優良割引が適用される場合は、さらに割引が適用されます。
 ※1等級～6等級(F)は、「無事故」の割増引率と「事故有」の割増引率が同じです。

(2) 記名被保険者年齢別料率

運転者年齢条件を「26才以上補償」または「35才以上補償」でご契約した場合は、始期日時点の記名被保険者の年齢に応じた記名被保険者年齢別の料率が適用されます。

- 記名被保険者の年齢が「59才以下」の場合は、次の記名被保険者年齢別の料率が適用されます。

29才以下 ^(注)	30～39才 ^(注)	40～49才	50～59才
----------------------	-----------------------	--------	--------
- 記名被保険者の年齢が「60才以上」の場合は、記名被保険者の年齢(1才ごと)別の料率が適用されます。

(注) 記名被保険者が34才以下の個人事業主で、実際にお車を運転する方が35才以上の場合等は、これらの記名被保険者年齢別料率を適用します。

※1 保険期間が1年を超える長期契約の場合、翌保険年度以降の保険料はそれぞれの保険年度の始期日応当日時点の記名被保険者の年齢に応じた記名被保険者年齢別の料率が適用されます。

※2 記名被保険者の年齢が「85才以上」の場合は、記名被保険者の年齢にかかわらず、一律の記名被保険者年齢別の料率が適用されます。

(3) 型式別料率クラス制度

自家用(普通・小型・軽四輪)乗用車の場合、ご契約のお車の型式ごとの事故発生状況等に基づき決定された料率クラスを保険料に適用する制度^(注1)です。自家用(普通・小型)乗用車は、1～17までの17段階^(注2)、自家用軽四輪乗用車は、1～3までの3段階^(注2)に区分され、補償項目(対人賠償・自損傷害、対物賠償、人身傷害・搭乗者傷害、車両)ごとに決定されます。毎年1月1日に、「型式別料率クラス」の見直しを行います。

(注1) ご契約の始期日時点における制度であり、将来変更となる場合があります。

(注2) 数値が大きいくほど保険料が高くなります。

(4) 割引制度

ノンフリート多数割引

お車を2台以上まとめてご契約いただくと、保険料が割引となります。

手続きもまとめて
1回で済むので、便利です!

2台お持ちなら

3～5台お持ちなら

6台以上お持ちなら



1DAYマイレージ割引
(24時間自動車保険無事故割引)

『1DAY保険』(24時間単位型自動車運転者保険)の既契約回数と事故の有無に応じて、保険料が割引となります。

割引
最大20%

フルマを借りたら忘れずに
1DAY保険

お車をお持ちでない方向けに、24時間単位の自動車保険もご用意しています。
(24時間単位型自動車運転者保険)

24時間単位でご契約 スマートフォンで手続完結 さまざまな割引制度 お車購入時の自動車保険への特典

借りるお車をあらかじめ指定し、スマートフォン等からご加入いただく保険です。1回のお申込みで最長連続7日分までご加入いただけます。詳細については取扱代理店または当社までお問い合わせください。

その他、保険料が安くなるさまざまな割引をご用意しています。

ゴールド免許割引	始期日(保険期間の途中で記名被保険者を変更する場合は変更日)時点で有効な記名被保険者の運転免許証の色がゴールドの場合 ^(注) 、保険料が12%割引となります。運転者を本人限定としたご契約は保険料が15%割引となります。 (注) 始期日(保険期間の途中で記名被保険者を変更する場合は変更日)が免許更新期間(誕生日の前後1か月)内にある場合で、更新前後の運転免許証の色のいずれかがゴールドであることが「運転免許証更新連絡書(ハガキ)」「運転免許証のコピー」等で確認できるときは、運転免許証の色をゴールドとみなして割引を適用します。
長期優良割引	20等級、事故有係数適用期間0年で、1年間無事故なら保険料が2%割引となります。
新車割引	ご契約のお車が自家用(普通・小型・軽四輪)乗用車で、ご契約の始期日の属する月が初度登録(初度検査)年月の翌月から起算して49か月以内の場合に保険料が割引となります。
ASV割引	ご契約のお車が自家用(普通・小型・軽四輪)乗用車で、型式の発売年月が「ご契約の始期日の属する年から3年前の4月以降」かつ、所定の衝突被害軽減ブレーキ(AEB)が装着されている場合に保険料が割引となります。
ECOカー割引 (先進環境対策車割引)	ご契約のお車が自家用(普通・小型・軽四輪)乗用車のハイブリッド自動車等かつ当社の定める型式に該当する場合で、ご契約の始期日の属する月が初度登録(初度検査)年月の翌月から起算して13か月以内であるときに保険料が3%割引となります。

上記のほかにも、**福祉車両割引** **セカンドカー割引** もあります。

割引内容の詳細や適用条件等は取扱代理店または当社までお問い合わせください。

※契約内容の変更を行う場合、ご契約条件によって割引が適用されないことがあります。

たとえば、**長期優良割引** **新車割引** **ASV割引** **ECOカー割引(先進環境対策車割引)**については、保険期間中にご契約のお車の用途車種を割引対象外の用途車種に変更した場合は、割引は適用されません。

(5) 払込方法

お好きな払込方法をお選びいただけます。

便利なキャッシュレスで払い込みいただけます。 ●口座振替 ●クレジットカード払(登録方式) ●払込票払

※クレジットカード払(登録方式)および払込票払は、取扱代理店やご契約内容によってはご選択いただけない場合があります。



おケガの補償

補償内容

自動車事故特約 人身傷害保険付き契約にセットできます。

人身傷害保険の補償の対象となる事故の範囲を拡大し、自動車事故^(注)によりケガをして、死亡した場合、後遺障害が発生した場合、入院または通院した場合も、人身傷害保険金をお支払いします。

(注) ご契約のお車以外の自動車の運行事故(歩行中に自動車にはねられた等)をいいます。
※この特約をご契約のお車以外の自動車保険にもセットした場合は、補償が重複しますので、補償内容をご確認ください。

交通乗用具事故特約 人身傷害保険付き契約にセットできます。

人身傷害保険の補償の対象となる事故の範囲を拡大し、交通乗用具事故^(注)によりケガをして、死亡した場合、後遺障害が発生した場合、入院または通院した場合も、人身傷害保険金をお支払いします。

(注) ご契約のお車以外の自動車の運行事故(歩行中に自動車にはねられた等)や、交通乗用具の事故等をいいます。なお、交通乗用具とは、次のものをいいます。

交通乗用具		お支払対象外
分類	お支払対象	次のものによるケガ等は保険金のお支払対象外となります。
	次の交通乗用具によるケガ等は保険金のお支払対象となります。	
軌道上を走行する陸上の乗用具	汽車、電車、気動車、モノレール、ケーブルカー、ロープウェイ、いす付リフト、ガイドウェイバス	ジェットコースター、メリーゴーラウンド等遊園地等で専ら遊戯施設として使用されるもの、ロープトウ、ティーパビリオン等座席装置のないリフト等
軌道を有しない陸上の乗用具	自転車、トロリーバス、人もしくは動物の力または他の車両により牽引される車、そり、身体障害者用車いす、乳母車、ベビーカー、歩行補助車	遊園地などで専ら遊戯用に使用されるゴーカート等、一輪車、三輪以上の幼児用車両、遊戯用のそり、スケートボード、キックボード、シルバーカー等
空の乗用具	航空機(飛行機、ヘリコプター)	ハングライダー、気球、パラシュート、グライダー、飛行船、超軽量動力機、ジャイロプレーン等
水上の乗用具	船舶	幼児用のゴムボート、セーリングボード、サーフボード等
その他の乗用具	エレベーター、エスカレーター、動く歩道	立体駐車場のリフト等専ら物品輸送用に設置された装置等

※この特約をご契約のお車以外の自動車保険にもセットした場合は、補償が重複しますので、補償内容をご確認ください。

傷害一時金(1万円・10万円)特約 人身傷害保険付き契約にセットできます。

ご契約の人身傷害保険で人身傷害保険金のお支払対象となる事故によりケガをして、事故日からその日を含めて180日以内に治療を要して入院または通院した場合に、被保険者1名につきそれぞれ次の2区分のうちいずれかの金額を傷害一時金としてお支払いします。

区分	治療日数 ^(注)	金額
①	1日以上5日未満	1万円
②	5日以上	10万円

(注) 入院または通院した実治療日数をいいます。

傷害一時金(1万円・10万円)倍額払特約 傷害一時金(1万円・10万円)特約付き契約にセットできます。

傷害一時金(1万円・10万円)特約の保険金の額を2倍にして、傷害一時金をお支払いします。

入院・後遺障害時における人身傷害諸費用特約 人身傷害保険付き契約にセットできます。

ご契約の人身傷害保険で人身傷害保険金のお支払対象となる事故によりケガをして入院した場合に、入院期間中に実際に負担した次の①～⑧の費用を入院時人身傷害諸費用保険金としてお支払いします。ただし、①～⑧のそれぞれに定める支払限度額を上限に、すべての費用を合計して被保険者1名につき200万円を限度とします。

被保険者(補償を受けられる方)

次のいずれかに該当する方^{(注1)(注2)}です。

- ①記名被保険者
- ②記名被保険者の配偶者
- ③「記名被保険者またはその配偶者」の同居の親族
- ④「記名被保険者またはその配偶者」の別居の未婚のお子さま
- ⑤①～④のいずれかの方が運転中^(注3)のご契約のお車以外の自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内に搭乗中の方^(注4)

(注1) 極めて異常かつ危険な方法で自動車または交通乗用具に搭乗中の方、および業務として自動車を受託している自動車取扱業の方を除きます。

(注2) 事故後に生まれたこれらの方の胎児を含みます。ただし、賠償義務者がある場合に限りです。

(注3) 駐車中または停車中を除きます。

(注4) ①～④の使用上の業務のために運転中の、その使用者の所有する自動車に搭乗中の方を除きます。

保険金をお支払いしない主な場合



被保険者(補償を受けられる方)

次のいずれかに該当する方^(注1)です。

- ①ご契約のお車の正規の乗車装置またはその装置のある室内に搭乗中の方
- ②①以外でご契約のお車の保有者^{(注2)(注3)}
- ③①および②以外でご契約のお車の運転者^{(注3)(注4)}

<交通乗用具事故特約または自動車事故特約をセットする場合>
次のいずれかに該当する方^(注5)です。

- ④記名被保険者
- ⑤記名被保険者の配偶者
- ⑥「記名被保険者またはその配偶者」の同居の親族
- ⑦「記名被保険者またはその配偶者」の別居の未婚のお子さま
- ⑧④～⑦のいずれかの方が運転中^(注6)のご契約のお車以外の自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内に搭乗中の方^(注7)

(注1) 極めて異常かつ危険な方法でご契約のお車に搭乗中の方、および業務としてご契約のお車を受託している自動車取扱業の方を除きます。

(注2) ご契約のお車を所有する方のほか、ご契約のお車を使用する権利を持つ方で自己のためにご契約のお車を運行の用に供する方(ご契約のお車を借りている方など)をいいます。

(注3) ご契約のお車の保有者または運転者が、ご契約のお車の運行に起因する事故によりケガをして、それにより発生した損害に対して自動車損害賠償保障法第3条に基づく損害賠償請求権が発生しない場合に限りです。

(注4) 他人のためにご契約のお車を運転またはその補助に従事する方(会社の業務のためにご契約のお車を運転する方や運転助手の方など)をいいます。

(注5) 極めて異常かつ危険な方法で自動車または交通乗用具に搭乗中の方、および業務として自動車を受託している自動車取扱業の方を除きます。

(注6) 駐車中または停車中を除きます。

(注7) ④～⑦の使用上の業務のために運転中の、その使用者の所有する自動車に搭乗中の方を除きます。

保険金をお支払いしない主な場合

人身傷害保険と同じです。

おケガの補償

①ホームヘルパー雇入費用	家事に従事する方が入院した場合または入院した方に付き添う場合に、ホームヘルパーを雇う費用を、1日あたり2万円を限度としてお支払いします。
②介護ヘルパー雇入費用	介護をする方が入院した場合または入院した方に付き添う場合に、介護ヘルパーを雇う費用を、1日あたり2万円を限度としてお支払いします。
③ベビーシッター雇入費用	育児をする方が入院した場合または入院した方に付き添う場合に、ベビーシッターを雇う費用を、③と④の費用を合計して、1日あたり2万円を限度としてお支払いします。
④保育施設預け入れ費用	育児をする方が入院した場合または入院した方に付き添う場合に、お子さまを保育施設に預ける費用を、③と④の費用を合計して、1日あたり2万円を限度としてお支払いします。
⑤ペットシッター雇入費用	ペット ^(注1) の世話を主として行う方が入院した場合または入院した方に付き添う場合に、ペットシッターを雇う費用を、⑤と⑥の費用を合計して1日あたり2万円を限度としてお支払いします。
⑥ペット専用施設預け入れ費用	ペット ^(注1) の世話を主として行う方が入院した場合または入院した方に付き添う場合に、ペット ^(注1) をペット専用施設に預ける費用を、⑤と⑥の費用を合計して1日あたり2万円を限度としてお支払いします。
⑦差額ベッド費用	被保険者が入院した場合に、被保険者が ^(注2) 特定病室等を使用した費用を、1日あたり2万円を限度としてお支払いします。
⑧転院移送費用	被保険者が入院中に、被保険者の親族による看護等の必要から、被保険者が医師の同意を得て日本国内の他の病院または診療所に転院して入院を継続する場合に、転院にかかる費用を転院1回かつ100万円を限度としてお支払いします。

ご契約の人身傷害保険で人身傷害保険金のお支払対象となる事故によりケガをして後遺障害^(注3)が発生した場合に、⑨～⑪の保険金を後遺障害時人身傷害諸費用保険金としてお支払いします。

⑨リハビリテーション訓練等保険金	リハビリテーション訓練等が必要と認められて、対象期間 ^(注4) 中に取り組んだ場合に、被保険者1名につき、訓練期間1か月あたり5万円をリハビリテーション訓練等保険金としてお支払いします。
⑩福祉機器等取得費用保険金	社会経済活動への参加のために当社の同意を得て福祉機器等を取得する場合に、後遺障害が発生した日の翌日から1年後の応当日までに実際に負担した費用を、被保険者1名につき500万円を限度としてお支払いします。
⑪住宅改造費用保険金	介護のために住宅を改造する場合に、後遺障害が発生した日の翌日から1年後の応当日までに実際に負担した費用を、被保険者1名につき500万円を限度として住宅改造費用保険金をお支払いします。

(注1) 世話を主として行う方個人の住居で飼っている犬または猫をいいます。

(注2) 健康保険の給付対象とならない特定病室(個室等)の入院費用から、普通病室の入院費用(人身傷害保険でお支払いします)を差し引いた額をいいます。

(注3) 支払対象となる後遺障害はそれぞれ次のとおりとします。

保険金名称	後遺障害等級
リハビリテーション訓練等保険金	普通保険約款(別表1)後遺障害等級表の1の第1～2級または(別表1)の2の第1～7級
福祉機器等取得費用保険金	普通保険約款(別表1)後遺障害等級表の1の第1～2級または(別表1)の2の第1～3級
住宅改造費用保険金	普通保険約款(別表1)後遺障害等級表の1の第1～2級または(別表1)の2の第1～2級、第3級③④

(注4) 後遺障害の症状固定日以後、最初のリハビリテーション訓練等の開始日の属する月から、その月を含めて24か月までの期間をいいます。ただし、後遺障害の症状固定日の属する月からその月を含めて36か月以内の期間に限りです。

搭乗者傷害(死亡・後遺障害)特約 すべてのご契約にセットできます。

ご契約のお車に搭乗中の事故によりケガをして、死亡した場合または後遺障害が発生した場合に、次の保険金をお支払いします。

- 事故日からその日を含めて180日以内に死亡した場合に、被保険者1名につきそれぞれ保険金額の全額^(注1)を死亡保険金としてお支払いします。
- 事故日からその日を含めて180日以内に後遺障害が発生した場合に、その程度に応じて被保険者1名につきそれぞれ保険金額の4%～100%を後遺障害保険金としてお支払いします。^(注2)

(注1) 既にお支払いした後遺障害保険金がある場合には、その額を差し引きます。

(注2) 180日を超えて治療が必要な場合は、医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、後遺障害保険金をお支払いします。なお、被保険者からの請求がある場合には、181日目における医師の診断に基づくことができます。

被保険者(補償を受けられる方)

ご契約のお車の正規の乗車装置またはその装置のある室内に搭乗中の方^(注)です。

「ご契約のお車の運転者」も含まれます。

(注) 極めて異常かつ危険な方法でご契約のお車に搭乗中の方、および業務としてご契約のお車を受託している自動車取扱業の方を除きます。

保険金をお支払いしない主な場合



お車の補償

補償内容

車両保険 すべてのご契約にセットできます。

衝突、接触等の事故によりご契約のお車に損害が発生した場合に、損害の額(修理費等)から免責金額を差し引いた額^(注1)について、保険金額を限度に車両保険金をお支払いします。また、実際に負担した次の費用をあわせてお支払いします。

損害防止費用 権利保全行使費用 運搬費用^(注2) 盗難引取費用^(注2) 共同海損分担費用

(注1) 全損の場合は免責金額を差し引かずにお支払いします。

(注2) 運搬費用、盗難引取費用は、それぞれ保険金額の10%または30万円のいずれか高い額を限度とします。

被保険者(補償を受けられる方)

ご契約のお車を所有する方です。

保険金をお支払いしない主な場合



上記に加えて

- 欠陥・摩滅・腐しよく・さびその他自然消耗、故障損害
- 取り外された部分品・付属品に発生した損害、定着されていない付属品の単独損害、タイヤの単独損害、法令により禁止されている改造を行った部分品・付属品に発生した損害

このパンフレットに記載の保険金をお支払いしない場合は、主なケースのみです。各補償・特約によっては、他にも保険金をお支払いしない事由に該当するケースがあります。詳細は『ご契約のしおり(普通保険約款・特約)』をご確認ください。

商品の全体像

補償の概要

プラン

相手

おケガ

お車

その他

ご確認事項

補償の詳細

用語の説明など

お車の補償

補償内容

車両保険「10補償限定」特約 車両保険付き契約にセットできます。

車両保険の補償の対象となる事故の範囲を限定し、「ご契約のお車以外の自動車^(注1)との衝突・接触事故」および「火災・爆発・盗難・いたずら等のお車の走行に起因しない事故」に限り、車両保険金をお支払いします。
(注) ご契約のお車以外の自動車には、「登録番号等」および「運転者または所有者」が確認できない自動車^(注2)および「ご契約のお車の所有者が所有する別の自動車」を含みます。

車両価額協定保険特約 車両保険付き契約に自動セットされます。

ご契約のお車と同一の用途車種・車名・型式・仕様・年式で同じ損耗度^(注1)の自動車の市場販売価格相当額をご契約のお車の価額として協定し、その価額を保険金額として定め、車両保険金をお支払いします。

(注) 時間の経過もしくは日常の使用に伴う消耗または劣化の程度をいいます。
※保険金額がご契約のお車の時価額を著しく超える場合は、その時価額を限度にお支払いします。

車両保険無過失事故特約 車両保険付き契約にセットできます。

ご契約のお車と相手自動車^(注1)との衝突・接触事故^(注2)でご契約のお車を使用・管理している方に過失がない場合、またはご契約のお車の欠陥や不正アクセス等に起因して本来の仕様とは異なる事象や動作により他物との衝突・接触等の事故が発生し、その事実が確認できる場合でご契約のお車を所有・使用している方に過失がないときは、継続契約の等級および事故有係数適用期間の決定においてノーカウント事故として、車両保険金をお支払いします。^{(注3)(注4)}

(注1) 相手自動車には、「ご契約のお車の所有者」が所有する別のお車は含みません。
(注2) 相手自動車およびその運転者または所有者が確認できた場合の事故に限りです。
(注3) 車両保険において、事故件数によって免責金額が定められている場合、次回事故時の免責金額の決定においても事故件数に数えられません。
(注4) 新車特約、車両全損(70%)特約または車両超過修理費用特約より、車両保険金をお支払いする場合は、事故件数に数える事故としてお支払いします。

全損時諸費用特約 車両保険付き契約に自動セットされます。^(注1)

ご契約の車両保険で車両保険金をお支払いする場合でご契約のお車が全損となったときに、保険金額の10%(20万円限度)を全損時諸費用保険金としてお支払いします。ただし、車両保険金額が100万円以下の場合は、10万円を全損時諸費用保険金としてお支払いします。^(注2)

(注1) リースカー車両費用特約をセットする場合は例外としてセットできません。
(注2) この特約とあわせて、新車特約をセットしており、お車を買替えたことにより新車保険金額を限度に車両保険金をお支払いする場合は、新車保険金額の10%(20万円限度)をお支払いします。ただし、新車保険金額が100万円以下の場合は、10万円を全損時諸費用保険金としてお支払いします。

全損時諸費用倍額払特約 全損時諸費用特約付き契約にセットできます。

全損時諸費用特約の保険金の額を2倍にして、全損時諸費用保険金をお支払いします。ただし、車両保険金額が100万円以下の場合は、20万円を全損時諸費用保険金としてお支払いします。

新車特約 車両保険付き契約にセットできます。ただし、満期日の属する月が初度登録(初度検査)年月の翌月から起算して61か月を超える場合は、車両保険金額が新車保険金額の50%以上となるときに限りセットできます。

ご契約の車両保険で車両保険金をお支払いする事故によりご契約のお車に大きな損害^(注1)が発生し、お車の買替または修理をした場合に、次の損害の額について新車保険金額を限度に車両保険金をお支払いします。^(注2)

お車を買替えた場合 買替えたお車の取得価額(車両本体価格+付属品の価格+消費税)と新車保険価額のうち、いずれか低い額

お車を修理した場合 修理費^(注3)

(注1) 大きな損害とは次のいずれかに該当する場合をいいます。
・お車を修理できない場合。
・修理費が車両保険金額以上となる場合。
・修理費が新車保険価額の50%以上となる場合。ただし、ご契約のお車の外板、外装、外板または外装に装着された部品、ならびに内装および内装に装着された部品(フェンダー、バンパー、サイドモール、カーナビゲーションシステム等)のみの損傷の場合を除きます。
(注2) 次の場合は、車両保険金額を限度に車両保険金をお支払いします。
・事故日の翌日から90日以内にお車の買替および修理完了しない場合。
・ご契約のお車が盗難された場合。
(注3) 全損の場合に限りです。

車両全損(70%)特約 車両保険付き契約(車両保険金額が50万円以上)にセットできます。

ご契約の車両保険で車両保険金をお支払いする事故により、ご契約のお車に車両保険金額の70%以上の損害が発生し、ご契約のお車の所有権が当社が取得することに被保険者が同意した場合に、全損とみなして車両保険金をお支払いします。^(注)

(注) この特約とあわせて、全損時諸費用特約をセットしている場合は、全損時諸費用保険金もお支払いします。

車両超過修理費用特約 始期日の属する月が初度登録(初度検査)年月の翌月から起算して25か月を超える車両保険付き契約にセットできます。

ご契約の車両保険で車両保険金をお支払いする事故によりご契約のお車に損害が発生し、修理費が保険金額を上回る場合に、その差額について、30万円を限度に車両保険金をお支払いします。ただし、事故日の翌日から6か月以内にご契約のお車を修理完了した場合に限りです。

レンタカー費用特約 ロードサービス費用特約付き契約にセットできます。

衝突・接触等の事故によりご契約のお車に損害が発生した場合で、自力走行が可能で法令上も走行に支障がない状態であるが、修理等によりご契約のお車が使用できない間、当社が指定するレンタカー会社^(注1)のレンタカーを借りるために実際に負担した費用^(注2)を、当社が必要かつ妥当と認める場合に限り、最大30日間、1日あたり保険日額を限度にお支払いします。

(注1) 当社が使用について承認するレンタカー会社を含みます。
(注2) ガソリン等の燃料代は含みません。

※1 「車両盗難対象外特約をセットした契約における盗難によって発生した損害」、「欠陥、摩滅、腐し、およびその他自然の消耗」、および「故障による損害」については、レンタカー費用保険金をお支払いしません。
※2 衝突・接触等の事故や故障等による「走行不能時のレンタカー費用」は、ロードサービス費用特約からレンタカー費用保険金が支払われるため、この特約からはレンタカー費用保険金をお支払いしません。

被保険者(補償を受けられる方)

車両保険と同じです。

保険金をお支払いしない主な場合

車両保険と同じです。

被保険者(補償を受けられる方)

車両保険と同じです。

保険金をお支払いしない主な場合

車両保険と同じです。

被保険者(補償を受けられる方)

ご契約のお車の所有者です。

保険金をお支払いしない主な場合

車両保険と同じです。

このパンフレットに記載の保険金をお支払いしない場合は、主なケースのみです。各補償・特約によっては、他にも保険金をお支払いしない事由に該当するケースがあります。詳細は「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」をご確認ください。

お車の補償

補償内容

地震・噴火・津波「車両全損時定額払」特約 車両保険(一般補償)付き契約にセットできます。

地震・噴火またはこれらによる津波によりご契約のお車が全損^(注1)となった場合に、50万円を地震等保険金としてお支払いします。ただし、車両保険金額が50万円未満の場合は車両保険金額を地震等保険金としてお支払いします。

(注1) 全損とは、車両保険や全損時諸費用特約等における全損とは異なり、この特約に定める条件に該当する場合をいいます。主な条件は次のとおりです。

- ご契約のお車に次のすべてを満たす損害が発生した場合
 - ・自動車の屋根部分(ルーフ)について、補修では原状回復できず、ルーフ全体の交換を必要とする損傷があること
 - ・自動車のルーフを支える窓柱部分(ピラー)の3本以上に、折損、断裂またはこれと同程度の損傷があること
 - ・前面ガラスおよび後面ガラスに加え、左右いずれかのドアガラスに損傷があること
- ご契約のお車が流失または埋没して発見されない場合
- ご契約のお車の運転席の座面を超えて浸水した場合等

※1 この特約をセットしない場合は、車両保険付き契約であっても、地震・噴火またはこれらによる津波によりご契約のお車に損害が発生したときには保険金をお支払いしません。また、車両保険と異なり、実際の修理費等について保険金をお支払いするものではありません。
※2 地震等保険金をお支払いした場合であっても、当社はご契約のお車の所有権を取得せず、廃車や撤去等に要する費用を負担しません。

車内手荷物等特約 車両保険付き契約にセットできます。

ご契約の車両保険で車両保険金をお支払いする事故によりご契約のお車の車室内やトランク内に収容等された個人所有の動産^(注1)に損害が発生した場合に、損害の額(修理費等)について、保険金額を限度に車内手荷物等保険金をお支払いします。^{(注2)(注3)} また、実際に負担した次の費用をあわせてお支払いします。

- 損害防止費用
- 権利保全行使費用
- 盗難引取費用
- 共同海損分担費用

(注1) カメラ、ゴルフバッグ等、日常生活の用に供する動産に限りま。なお、現金、眼鏡、自転車、携帯電話、タブレット端末、ウェアラブル端末等は保険の対象に含まれません。

(注2) 車両保険金をお支払いする場合に限りま。

(注3) 保険金のご請求は記名被保険者を經由して行っていただきます。

被保険者(補償を受けられる方)

記名被保険者です。

保険金をお支払いしない主な場合



故意・重過失

被保険者(補償を受けられる方)

個人が所有する動産の所有者^(注)です。

(注) ご契約のお車の使用について正当な権利を有する方の承諾を得ないでご契約のお車に搭乗していた方および搭乗していたとみなされる方、ならびに業務としてご契約のお車を受託している自動車取扱業の方を除きます。

保険金をお支払いしない主な場合



故意・重過失



酒気帯び



競技



地震・噴火・津波

上記に加えて

■欠陥・摩滅・腐しよく・さびその他自然消耗、故障損害によって発生した損害

ロードサービス

補償内容

ロードサービス費用特約 すべてのご契約に自動セットされます。^(注1)

衝突・接触等の事故や故障、走行障害^(注2)または落輪^(注3)によりご契約のお車が走行不能となった場合^(注4)に、次の保険金をお支払いします。^(注5)

運搬費用保険金	実際に負担した次の費用について、車両保険の保険金額の10%または30万円のいずれか高い額を限度に運搬費用保険金をお支払いします。ただし、当社が必要かつ妥当と認める費用に限りま。 ・落輪したご契約のお車を、クレーン等で引き上げる費用 ・ご契約のお車を事故・故障または走行障害 ^(注2) が発生した場所から修理工場等へ合理的な経路・方法により運搬した費用 ・修理工場等にご契約のお車を運搬した後、別の修理工場等へ合理的な経路・方法により運搬した費用
修理後搬送費用保険金	実際に負担した次の費用について、修理後引取費用保険金と合わせて1回の事故につき15万円を限度に修理後搬送費用保険金をお支払いします。ただし、当社が必要かつ妥当と認める費用に限りま。 ・修理工場等でご契約のお車を復旧した後、修理工場等から記名被保険者の自宅(保険証券記載の記名被保険者の住所)、ご契約のお車の所有者の自宅、またはご契約のお車の保管場所まで合理的な経路・方法により搬送した費用
修理後引取費用保険金	実際に負担した次の費用から1,000円を差し引いた金額について、修理後搬送費用保険金と合わせて1回の事故につき15万円を限度に修理後引取費用保険金をお支払いします。ただし、当社が必要かつ妥当と認める費用に限りま。 ・修理工場等でご契約のお車が復旧した後、ご契約のお車を合理的な経路・方法により引き取るための交通費 ^(注6)
臨時宿泊費用保険金	事故・故障または走行障害 ^(注2) により走行不能となった場合 ^(注4) で、ご契約のお車が走行不能となった場所の最寄りのホテル等に臨時に宿泊するときに、実際に負担した1泊分の費用について、被保険者1名につきそれぞれ15,000円を限度に臨時宿泊費用保険金をお支払いします。ただし、当社が必要かつ妥当と認める費用に限りま。
臨時帰宅・移動費用保険金	事故・故障または走行障害 ^(注2) により走行不能となった場合 ^(注4) で、ご契約のお車が走行不能となった場所から自宅や出発地へ合理的な経路・方法により移動するときに、実際に負担した交通費 ^(注6) から1,000円を差し引いた金額について、被保険者1名につきそれぞれ20,000円を限度に臨時帰宅・移動費用保険金をお支払いします。ただし、当社が必要かつ妥当と認める費用に限りま。
レンタカー費用保険金	当社が指定するレンタカー会社 ^(注7) のレンタカーを借りるために実際に負担した費用 ^(注8) について、当社が必要かつ妥当と認める費用に限り、次のとおりレンタカー費用保険金をお支払いします。 ^(注9) ただし、走行不能となった場合 ^(注4) は、ご契約のお車が走行不能となった場所から修理工場等まで運搬された日または入庫された日のいずれか早い日 ^(注10) 以降にレンタカーを借りるときに限りま。 ・衝突・接触等の事故によりご契約のお車が走行不能となった場合 ^(注4) (最大30日間、1日あたり7,000円を限度 ^(注11)) ・故障または走行障害 ^(注2) によりご契約のお車が走行不能となった場合 ^(注4) (最大15日間、1日あたり7,000円を限度 ^(注11))

- (注1) 対人賠償のみセットする場合は、任意にセットすることができます。その場合、移動費用対象外特約が自動セットされます。
- (注2) 走行障害とは、キー閉じ込み、バッテリー上がり、タイヤチェーン等の巻き込み、電気自動車の電池切れ等(ガス欠は除きます。)をいいます。
- (注3) 落輪の場合で車両損害がないときは、運搬費用保険金のみお支払いします。
- (注4) 走行不能となった場合は、自力で走行できない状態をいい、盗難により使用できない状態、またはサイドミラーの脱落等により法令で走行が禁じられている状態を含みます。
- (注5) ご契約のお車が、事故・故障または走行障害が発生した場所において応急修理等により自力で走行できるようになった後に負担した費用については、保険金をお支払いしません。
- (注6) ハイヤー、グリーン車、ビジネスクラスまたはファーストクラス等のご利用により通常の交通費を超過した場合の差額、タクシー・バス等以外の自動車を利用した場合の燃料代、有料道路料金、謝礼等、お支払いの対象とならない費用があります。
- (注7) 当社が使用について承認するレンタカー会社を含みます。
- (注8) ガソリン等の燃料代は含みません。
- (注9) 車両盗難対象外特約をセットした場合は、盗難によって発生した損害については、レンタカー費用保険金をお支払いしません。
- (注10) 盗難により使用できない場合は、盗難された日をいいます。また修理工場等の状況や気象状況等、被保険者の責めに帰さない事由により修理工場等までの運搬が困難であると当社が認めた場合は、事故日をいいます。
- (注11) レンタカー費用特約をセットしている場合は、レンタカー費用特約における保険金日額を限度とします。

※移動費用対象外特約をセットした場合は、臨時宿泊費用保険金、臨時帰宅・移動費用保険金、レンタカー費用保険金をお支払いしません。

被保険者(補償を受けられる方)

<運搬費用保険金、修理後搬送費用保険金、修理後引取費用保険金をお支払いする場合>
次のいずれかに該当する方^(注)です。

- ①記名被保険者
 - ②ご契約のお車の所有者
 - ③ご契約のお車の正規の乗車装置またはその装置のある室内に搭乗中の方
- <臨時宿泊費用保険金、臨時帰宅・移動費用保険金をお支払いする場合>
ご契約のお車の正規の乗車装置またはその装置のある室内に搭乗中の方^(注)
- <レンタカー費用保険金をお支払いする場合>
ご契約のお車の所有者

(注) ご契約のお車の使用について正当な権利を有する方の承諾を得ないでご契約のお車に搭乗していた方、搭乗していたとみなされる方、極めて異常かつ危険な方法でご契約のお車に搭乗中の方、および業務としてご契約のお車を受託している自動車取扱業の方を除きます。

保険金をお支払いしない主な場合



故意・重過失



酒気帯び



競技



地震・噴火・津波

上記に加えて

■取り外された部分品・付属品に発生した損害、定着されていない付属品の単独損害、法令により禁止されている改造を行った部分品・付属品に発生した損害

■キーの紛失、燃料切れ(電気自動車の電池切れ等を除きます)、法令により禁止されている改造に起因する故障、走行障害、取扱説明書等と異なる使用に起因する故障・走行障害によって発生した損害

■積雪、雨・雪による水たまり、路面の凍結、^(注) 輸または砂地・湿地等が原因で、走行不能となった場合に発生した損害

■ご契約のお車が日常保管されている車庫、駐車場等において発生した損害(臨時宿泊費用保険金、臨時帰宅・移動費用保険金のみ)

このパンフレットに記載の保険金をお支払いしない場合は、主なケースのみです。各補償・特約によっては、他にも保険金をお支払いしない事由に該当するケースがあります。詳細は『ご契約のしおり(普通保険約款・特約)』をご確認ください。

商品の全体像

補償の概要

プラン

相手

おケガ

お車

その他

ご確認事項

補償の詳細

用語のご説明など

ロードサービス

ロードサービス費用特約をセットしている場合、当社のロードサービス**おクルマQQ隊**をご提供します。

ただし、移動費用対象外特約をセットしている場合、おクルマQQ隊のうち宿泊サポートQQサービスおよび移動サポートQQサービスを提供しません。

注意

- おクルマQQ隊をご利用の際は、必ず「**おクルマQQ隊専用ダイヤル**」へご連絡をお願いします。なお、ご自身でレッカー、宿泊施設や交通機関を手配された場合でも、ロードサービス費用特約の対象となる場合があります。
- 自然災害等により、ロードサービスを提供する者が、ロードサービスの提供・実施が困難と判断した場合にご利用いただけないことがあります。
- 専用ダイヤルへの入電が一時的に集中した場合や利用対象者の通話音声が悪く、通話ができない場合には、ロードサービスをご利用いただけないことがあります。
- 部品代・消耗品代等、ロードサービスの対象とならない費用が発生した場合、これらの費用はお客さまのご負担となります。また、一部地域(離島など)ではロードサービスをご利用いただけない場合があります。
- 下記はおクルマQQ隊の概要をご説明したものです。詳しくは『ご契約のしおり(普通保険約款・特約)』に記載の「ロードサービスご利用規約」をご参照ください。

レッカーQQ手配サービス

事故または故障等により走行不能となった場合に、レッカー業者を手配し、レッカーけん引等に必要な費用をお支払いします。ただし、ロードサービス費用特約の対象となる費用については、ロードサービス費用保険金を優先して支払い、レッカーQQ手配サービスでは重ねてお支払いしません。(注1)

故障トラブル・ガス欠QQサービス

故障やトラブル、ガス欠により走行不能となった場合に、現場で次の応急修理・軽作業を行います。ただし、バッテリー上がりとガス欠は、保険期間中それぞれ1回(保険期間が1年を超える長期契約の場合は、1保険年度につきそれぞれ1回)のご利用に限りです。

- バッテリー上がり時のジャンピング
- キー閉じ込み時のドアの解錠
- ガス欠時のガソリン補給(最大10リットル)
- パンク時のスペアタイヤ交換
- 上記以外で、現場で30分以内に完了する応急修理・軽作業(注2)

(JAF会員向けメリット) お客さまがJAF会員の場合は、おクルマQQ隊のサービス範囲を超える作業料金・部品代等を4,000円まで無料とします。

「走行不能」とは

物理的・機能的に走行不能である状態、またはサイドミラーの脱落等により法令で走行が禁じられる状態をいいます。ただし、積雪や凍結等によってスリップする状態、および砂浜または泥道等のために走行が困難な状態を含みません。

(注1) お客さまがJAF会員の場合は、JAFによる15kmまでの無料レッカーけん引サービス等に加えて当社のレッカーQQ手配サービス等をご利用いただけますので、より長距離のレッカーけん引が可能となります。

(注2) タイヤチェーンの着脱費用、バッテリーの充電費用、パンクの修理費用等はお客さまのご負担となります。

(注3) 事故または故障等の現場からご自宅や出発地へ移動することが地理的・時間的に困難であり、宿泊することが合理的である場合に限りです。自宅等において走行不能となった場合は対象となりません。

(注4) 宿泊施設のご案内は、走行不能となった場所、時間帯等によっては提供できない場合があります。また、宿泊施設の手配を行うものではありません。

(注5) 公共交通機関、タクシー会社のご案内は、走行不能となった場所、時間帯等によっては提供できない場合があります。また、公共交通機関、タクシー会社の手配を行うものではありません。

(注6) ハイヤー、グリーン車、ビジネスクラスまたはファーストクラス等の利用により、通常の交通費を超過した場合の差額、タクシー・バス等以外の自動車を利用した場合の燃料代、有料道路料金、謝礼等、お支払い対象とならない費用があります。

宿泊サポートQQサービス/移動サポートQQサービス

事故または故障等により走行不能となった場合に、次の対応を行います。ただし、レッカーQQ手配サービスのご利用を条件とします。

宿泊サポートQQサービス

事故または故障等の現場からご自宅や出発地までの移動が困難(注3)な場合は、近隣の宿泊施設をご案内(注4)し、その宿泊費用を宿泊された方お1人につき15,000円を限度としてお支払いします。ただし、ロードサービス費用特約の対象となる費用については、ロードサービス費用保険金を優先して支払い、宿泊サポートQQサービスでは重ねてお支払いしません。

移動サポートQQサービス

事故または故障等の現場からご自宅や出発地への移動に必要な公共交通機関、タクシー会社をご案内(注5)し、その交通費(注6)をお1人につき自己負担額1,000円を差し引いて20,000円を限度としてお支払いします。ただし、ロードサービス費用特約の対象となる費用については、ロードサービス費用保険金を優先して支払い、移動サポートQQサービスでは重ねてお支払いしません。

その他の特約

補償内容

他車運転特約 すべてのご契約に自動セットされます。

記名被保険者、その配偶者、それらの方の同居の親族またはそれらの方の別居の未婚のお子さまが、友人・知人等から臨時に借りたお車(注1)を運転中(注2)の事故について、対人賠償保険、対物賠償保険、人身傷害保険および車両保険のうちご契約にセットされている補償の保険金(注3)をお支払いします。また、臨時に借りたお車の保険に優先して保険金をお支払いすることができます。(注4)(注5)

(注1) 自家用8車種の場合に限りです。ただし、次のお車は除きます。

- ・記名被保険者、その配偶者またはそれらの方の同居の親族が所有または常時使用するお車
- ・「記名被保険者またはその配偶者」の別居の未婚のお子さまが所有または常時使用するお車を自ら運転中の場合は、そのお車

(注2) 駐車中または停車中を除きます。

(注3) 自損傷害特約および無保険車傷害特約をセットしている場合は、それらの保険金を含みます。

(注4) 車両保険金をお支払いする場合は、臨時に借りたお車の時価額を限度とします。

(注5) この特約により保険金をお支払いした場合、継続契約の等級および事故有係数適用期間の決定における事故件数のカウントは、ご契約のお車を運転中の事故の場合と同様です。

※運転者限定特約をセットした場合は、特約により限定された運転者以外の方がお車を運転中の事故は補償しません。また、運転者年令条件特約をセットした場合は、運転者年令条件を満たさない方が運転中の事故は補償しません。

被保険者(補償を受けられる方)

<対人賠償保険、対物賠償保険の保険金をお支払いする場合>
次のいずれかに該当する方です。

①記名被保険者またはその家族(注1)

②①に該当する方が責任無能力者である場合は、その親権者、および監督義務者等

<人身傷害保険、車両保険、無保険車傷害特約の保険金をお支払いする場合>
ご契約のお車が臨時に借りたお車となるほか、それぞれの補償および特約の被保険者と同じです。

<自損傷害特約の保険金をお支払いする場合>
臨時に借りたお車の正規の乗車装置またはその装置のある室内に搭乗中(注2)の記名被保険者またはその家族(注1)です。

(注1) 「家族」とは、記名被保険者の配偶者、「記名被保険者またはその配偶者」の同居の親族、および「記名被保険者またはその配偶者」の別居の未婚のお子さまをいいます。

(注2) 極めて異常かつ危険な方法で臨時に借りたお車に搭乗中の方を除きます。

保険金をお支払いしない主な場合

対人賠償保険、対物賠償保険、人身傷害保険、車両保険、およびその他の特約の規定を適用します。

上記に加えて

■運転者の使用者の業務のために、使用者が所有する自動車を運転中に発生した損害

その他の特約

補償内容

臨時代替自動車特約 すべてのご契約に自動セットされます。

ご契約のお車が整備、修理、点検等のために使用できない間に、記名被保険者が臨時に借りたお車^(注1)を使用中の事故について、対人賠償保険、対物賠償保険、人身傷害保険および車両保険のうちご契約にセットされている補償の保険金^(注2)をお支払いします。また、臨時に借りたお車の保険に優先して保険金をお支払いすることができます。^{(注3) (注4)}

- (注1) ①～③の方が所有するお車を除きます。
 ①記名被保険者、その配偶者、それらの方の同居の親族またはそれらの方の別居の未婚のお子さま
 ②上記①の役員
 ③上記①の使用人
 (注2) 自損傷害特約および無保険車傷害特約をセットしている場合は、それらの保険金を含みます。
 (注3) 車両保険金をお支払いする場合は、臨時に借りたお車の時価額を限度とします。
 (注4) この特約により保険金をお支払いした場合、継続契約の等級および事故有係数適用期間の決定における事故件数のカウントは、ご契約のお車を使用中の事故の場合と同様です。

※運転者限定特約をセットした場合は、特約により限定された運転者以外の方がお車を運転中の事故は補償しません。また、運転者年令条件特約をセットした場合は、運転者年令条件を満たさない方が運転中の事故は補償しません。

ファミリーバイク(人身傷害型)特約 対人・対物賠償保険および人身傷害保険付き契約にセットできます。

ファミリーバイク(自損・無保険車傷害型)特約 対人・対物賠償保険および人身傷害保険(または自損傷害特約・無保険車傷害特約)付き契約にセットできます。

記名被保険者、その配偶者、それらの方の同居の親族またはそれらの方の別居の未婚のお子さまが、原動機付自転車^(注1)を運転中等の事故について、次の保険金をお支払いします。また、臨時に借りた原動機付自転車の保険に優先して保険金をお支払いすることができます。

特約名	適用される補償		相手への賠償			おケガの補償		
	おケガの賠償	モノの賠償	自損事故 ^(注2)	無保険車 ^(注3) との事故	左記以外の事故(相手に過失がある事故など)	自損事故 ^(注2)	無保険車 ^(注3) との事故	左記以外の事故(相手に過失がある事故など)
ファミリーバイク(人身傷害型)特約	○	○	○ (人身傷害保険の保険金)					
ファミリーバイク(自損・無保険車傷害型)特約	○ (対人賠償保険の保険金)	○ (対物賠償保険の保険金)	○ (この特約で定める自損傷害保険金)	○ (この特約で定める無保険車傷害保険金)	×	○ (この特約で定める自損傷害保険金)	○ (この特約で定める無保険車傷害保険金)	×

- (注1) 臨時に借りた原動機付自転車を含みます。
 (注2) 自賠責保険等または政府の保障事業からお支払いを受けられない事故(相手がいない事故、歩行者・自転車との事故や相手に過失がない事故など)をいいます。
 (注3) 対人賠償保険が契約されていない自動車等をいいます。
 ※1 ご契約に車両保険をセットしている場合でも、原動機付自転車に発生した損害については、車両保険金をお支払いしません。
 ※2 この特約をご契約のお車以外の自動車保険にもセットした場合は、補償が重複しますので、補償内容をご確認ください。
 ※3 ファミリーバイク(自損・無保険車傷害型)特約でお支払いする「自損傷害保険金」および「無保険車傷害保険金」の内容については、「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」をご確認ください。

ファミリーバイクとは原動機付自転車(125cc以下のバイクなど)をいいます。詳しくは「用語のご説明」P33の「原動機付自転車」をご覧ください。

日常生活賠償特約 自転車賠償特約と同時にセットできません。

対象事故	保険金額	示談交渉サービス
日本国内事故 示談交渉サービス付 ※電車等運行不能賠償補償あり	無制限	あり
日本国外事故	3億円	なし

日本国内・日本国外における日常生活の事故により、他人を死傷させること、他人の財物に損害を与えること、または日本国内で誤って線路へ立入ってしまったことなどが原因で電車等^(注)を運行不能にさせることにより、法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償額について、日常生活賠償保険金をお支払いします。保険金額は日常生活の事故が日本国内で発生した場合は「無制限」、日本国外で発生した場合は「3億円」です。また、実際に負担した次の費用および判決による遅延損害金をあわせてお支払いします。

損害防止費用 権利保全行使費用 緊急措置費用 示談交渉費用 争訟費用

(注) 電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用車をいいます。
 ※この特約をセットした自動車保険や、補償内容が同様の保険契約(自動車保険以外の保険契約にセットされる特約や当社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合は、補償が重複しますので、補償内容をご確認ください。

自転車賠償特約 日常生活賠償特約と同時にセットできません。

示談交渉サービス付^(注)

日本国内における自転車搭乗中の自転車の運転に起因する事故により、他人を死傷させたり、他人の財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償額について、自転車賠償保険金をお支払いします。保険金額は「無制限」です。また、実際に負担した次の費用および判決による遅延損害金をあわせてお支払いします。

損害防止費用 権利保全行使費用 緊急措置費用 示談交渉費用 争訟費用

(注) 日本国内で発生した事故のみ対象です。
 ※この特約をセットした自動車保険や、補償内容が同様の保険契約(自動車保険以外の保険契約にセットされる特約や当社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合は、補償が重複しますので、補償内容をご確認ください。

このパンフレットに記載の保険金をお支払いしない場合は、主なケースのみです。各補償・特約によっては、他にも保険金をお支払いしない事由に該当するケースがあります。詳細は「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」をご確認ください。

被保険者(補償を受けられる方)

〈対人賠償保険、対物賠償保険の保険金をお支払いする場合〉
 次のいずれかに該当する方です。

- ①記名被保険者またはその家族^(注)
- ②①に該当する方の役員
- ③①に該当する方の従業員
- ④①～③に該当する方が責任無能力者である場合は、その親権者、および監督義務者等

〈人身傷害保険、車両保険、無保険車傷害特約、自損傷害特約の保険金をお支払いする場合〉

ご契約のお車が臨時に借りたお車となるほか、それぞれの補償および特約の被保険者と同じです。

(注)「家族」とは、記名被保険者の配偶者、「記名被保険者またはその配偶者」の同居の親族、および「記名被保険者またはその配偶者」の別居の未婚のお子さまをいいます。

保険金をお支払いしない主な場合

対人賠償保険、対物賠償保険、人身傷害保険、車両保険、およびその他の特約の規定を適用します。

被保険者(補償を受けられる方)

次のいずれかに該当する方です。

- ①記名被保険者またはその家族(注)
- ②①に該当する方が責任無能力者である場合は、その親権者、および監督義務者等。ただし、対人賠償保険、対物賠償保険の保険金をお支払いする場合に限りです。

(注)「家族」とは、記名被保険者の配偶者、「記名被保険者またはその配偶者」の同居の親族、および「記名被保険者またはその配偶者」の別居の未婚のお子さまをいいます。

保険金をお支払いしない主な場合

対人賠償保険、対物賠償保険、人身傷害保険、自損傷害特約、無保険車傷害特約、およびその他の特約の規定を適用します。

- 上記に加えて
- 被保険者が所有・使用または管理する原動機付自転車を、被保険者の業務のために従業員が運転中に発生した損害
 - 被保険者の使用者の所有する原動機付自転車を、使用者の業務のために被保険者が運転中に発生した損害

被保険者(補償を受けられる方)

次のいずれかに該当する方です。

- ①記名被保険者
- ②記名被保険者の配偶者
- ③「記名被保険者またはその配偶者」の同居の親族
- ④「記名被保険者またはその配偶者」の別居の未婚のお子さま
- ⑤①～④のいずれかの方が責任無能力者である場合は、その親権者、および監督義務者等

保険金をお支払いしない主な場合



上記に加えて

- 航空機、船舶・車両または銃器の所有・使用または管理に起因する損害賠償責任を負うことによって発生した損害

商品の全体像

補償の概要

プラン

相手

おケガ

お車

その他

ご確認事項

補償の詳細

用語の説明など

補償内容

不正アクセス・車両の欠陥等による事故の被害者救済費用特約

対人賠償保険または対物賠償保険付き契約に**自動セット**されます。

ご契約のお車の欠陥や不正アクセス等に起因して、本来の仕様とは異なる事象や動作により他人を死傷させた場合、他人の財物に損害を与えた場合、または誤って線路へ立入ってしまったことなどが原因で電車等^(注1)を運行不能にさせた場合で、被保険者に法律上の損害賠償責任がなかったと当社が認めるときに被保険者が被害者救済費用^(注2)を負担することによって被る損害について、被害者救済費用保険金をお支払いします。^(注3)ただし、ご契約のお車の欠陥や不正アクセス等の事実がリコールや警察の捜査等の客観的な事実により確認できる場合に限りです。また、実際に負担した次の費用をあわせてお支払いします。

権利保全行使費用 調査折衝費用

- (注1) 電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用車をいいます。
 (注2) 自動車製造業者等が被害者等に発生した損害を賠償するとした場合に、その自動車製造業者等が支払うべき損害賠償金の額を算出するために算定される損害の額として、当社が認める費用をいいます。
 (注3) この保険契約に適用される他の特約において対人賠償保険金または対物賠償保険金がお支払いできない場合、この特約により被害者救済費用保険金をお支払いできることがあります。

心神喪失等による事故の被害者救済費用特約

対人賠償保険または対物賠償保険付き契約に**自動セット**されます。

ご契約のお車の使用に起因して、他人を死傷させた場合、他人の財物に損害を与えた場合、または誤って線路へ立入ってしまったことなどが原因で電車等^(注1)を運行不能にさせた場合で、ご契約のお車の運転者が心神喪失等であったために、その運転者に法律上の損害賠償責任がなかったと当社が認めるときに、被害者^(注2)が被る損害^(注3)について、被害者救済費用保険金をお支払いします。^(注4)

- (注1) 電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用車をいいます。
 (注2) 被害者とは、事故により死傷した者、事故により所有する財物に損害を被った者または電車等を運行不能にされた者をいいます。
 (注3) ご契約のお車の運転者が被害者に発生した損害を賠償するとした場合に、その運転者が支払うべき損害賠償金の額として、当社の認める額とします。
 (注4) この保険契約に適用される他の特約において対人賠償保険金または対物賠償保険金がお支払いできない場合、この特約により被害者救済費用保険金をお支払いできることがあります。

ドライブレコーダーによる事故発生時の通知等に関する特約

すべてのご契約にセットできます。

ご契約のお車に当社が提供するドライブレコーダー型テレマティクス端末を取り付けている場合、そのドライブレコーダー型テレマティクス端末が事故による衝撃^(注)等を検知したとき、当社がドライブレコーダー型テレマティクス端末より発信された信号を通信機器を通じて受信します。受信後、当社から発信した通信(電話連絡等)に保険契約者等が応じることで、事故発生時の通知義務のうち、事故発生の日時および場所について通知が行われたものとみなします。

(注) 一般的に走行が困難となる程度(時速30km程度以上で壁と衝突した場合等)の衝撃。車種や車両の重量等の条件によっては一定以上の衝撃として検知されない場合があります。

※ドライブレコーダー型テレマティクス端末とは、当社が提供するテレマティクス端末で、映像記録機能を持つものをいいます。

被保険者(補償を受けられる方)

次のいずれかに該当する方です。

- ①ご契約のお車の運転者で次のいずれかの方
 - ・記名被保険者
 - ・記名被保険者の配偶者
 - ・「記名被保険者またはその配偶者」の同居の親族
 - ・「記名被保険者またはその配偶者」の別居の未婚のお子さま
- ②①以外で記名被保険者の承諾を得てご契約のお車を運転中の方^(注)
- ③ご契約のお車の運転者がいない状態で人身事故または物損事故が発生した場合は、ご契約のお車の所有者

(注)自動車取扱業の方が業務として受託したご契約のお車を使用または管理している間を除きます。

保険金をお支払いしない主な場合



上記に加えて

- 台風、洪水、高潮によって発生した損害
- 次のいずれかに該当する方などが死傷された場合、またはそれらの方が所有、使用もしくは管理する財物が損壊した場合、またはそれらの方が所有、使用もしくは管理する軌道上を走行する陸上の乗用車が運行不能になった場合

- ①記名被保険者
- ②ご契約のお車を運転中の方またはその配偶者
- ③ご契約のお車を運転中の方の父母またはお子さま。ただし、ご契約のお車を運転中の方またはその配偶者と同居している場合に限りです。

被保険者(補償を受けられる方)

次のいずれかに該当する方です。

- ①人身事故により死傷された方^(注1)
 - ②物損事故により所有する財物を損壊された方または電車等^(注2)を運行不能にされた方
- (注1) 事故後に生まれたこれらの方の胎児を含みます。
 (注2) 電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用車をいいます。

保険金をお支払いしない主な場合



上記に加えて

- 台風、洪水、高潮によって発生した損害
- 次のいずれかに該当する方などが死傷された場合、またはそれらの方が所有、使用もしくは管理する財物が損壊した場合、またはそれらの方が所有、使用もしくは管理する軌道上を走行する陸上の乗用車が運行不能になった場合

- ①記名被保険者
- ②ご契約のお車を運転中の方またはその配偶者
- ③ご契約のお車を運転中の方の父母またはお子さま。ただし、ご契約のお車を運転中の方またはその配偶者と同居している場合に限りです。

その他の特約

補償内容

弁護士費用(自動車事故型)特約

弁護士費用(自動車・日常生活事故型)特約、弁護士費用(自動車・自転車事故型)特約と同時にセットできません。

自動車事故^(注1)によって死傷したこともしくは財物に損害を受けたことについて相手の方に損害賠償請求を行う場合、またはご契約のお車等の事故^(注2)によって被保険者に法律上の損害賠償責任がないにもかかわらず相手の方から損害賠償請求をされた場合に、弁護士・損害賠償請求等費用^(注3)や法律相談費用を負担^(注4)したときに、次の保険金をお支払いします。

- 実際に負担した弁護士・損害賠償請求等費用^(注3)について、被保険者1名につきそれぞれ300万円を限度に弁護士・損害賠償請求等費用保険金をお支払いします。
- 弁護士、司法書士または行政書士に法律相談を行う場合に、実際に負担した法律相談費用について、被保険者1名につきそれぞれ10万円を限度に法律相談費用保険金をお支払いします。

- (注1) 自動車にかかわる事故(ご契約のお車が衝突された、歩行中に自動車にはねられた等)をいいます。
 (注2) ご契約のお車および、記名被保険者、その配偶者、それらの方の同居の親族またはそれらの方の別居の未婚のお子さまが所有、使用または管理する自動車による事故をいいます。
 (注3) 委任契約書の提出等により、あらかじめ当社の承認を得て委任した弁護士、司法書士または行政書士に対する弁護士報酬、司法書士報酬、行政書士報酬や訴訟費用等をいい、費用ごとに特約に定める金額を限度とします。
 (注4) 弁護士・損害賠償請求等費用および法律相談費用は、当社の同意を得て負担した費用に限ります。

※ご契約のお車以外の自動車であって、記名被保険者、その配偶者、それらの方の同居の親族またはそれらの方の別居の未婚のお子さまが所有する自動車も補償の対象となります。この特約をご契約のお車以外の自動車保険にもセットした場合は、補償が重複しますので、補償内容をご確認ください。

弁護士費用(自動車・日常生活事故型)特約

弁護士費用(自動車事故型)特約、弁護士費用(自動車・自転車事故型)特約、自転車賠償特約と同時にセットできません。

日常生活事故^(注1)および自動車事故^(注2)によって死傷したこともしくは財物に損害を受けたことについて相手の方に損害賠償請求を行う場合、またはご契約のお車等の事故^(注3)によって被保険者に法律上の損害賠償責任がないにもかかわらず相手の方から損害賠償請求をされた場合に、弁護士・損害賠償請求等費用^(注4)や法律相談費用を負担^(注5)したときに、次の保険金をお支払いします。

- 実際に負担した弁護士・損害賠償請求等費用^(注4)について、被保険者1名につきそれぞれ300万円を限度に弁護士・損害賠償請求等費用保険金をお支払いします。
- 弁護士、司法書士または行政書士に法律相談を行う場合に、実際に負担した法律相談費用について、被保険者1名につきそれぞれ10万円を限度に法律相談費用保険金をお支払いします。

- (注1) 日本国内で発生した日常生活全般の事故(歩行中に走ってきた人に衝突されケガをした等)をいいます。
 (注2) 自動車にかかわる事故(ご契約のお車が衝突された、歩行中に自動車にはねられた等)をいいます。
 (注3) ご契約のお車および、記名被保険者、その配偶者、それらの方の同居の親族またはそれらの方の別居の未婚のお子さまが所有、使用または管理する自動車による事故をいいます。
 (注4) 委任契約書の提出等により、あらかじめ当社の承認を得て委任した弁護士、司法書士または行政書士に対する弁護士報酬、司法書士報酬、行政書士報酬や訴訟費用等をいい、費用ごとに特約に定める金額を限度とします。
 (注5) 弁護士・損害賠償請求等費用および法律相談費用は、当社の同意を得て負担した費用に限ります。

※ご契約のお車以外の自動車であって、記名被保険者、その配偶者、それらの方の同居の親族またはそれらの方の別居の未婚のお子さまが所有する自動車も補償の対象となります。この特約をご契約のお車以外の自動車保険にもセットした場合は、補償が重複しますので、補償内容をご確認ください。

身体の障害または財物の損害を伴わない日常生活の事故については対象となりません。

弁護士費用(自動車・自転車事故型)特約

自転車賠償特約付き契約にセットできます。弁護士費用(自動車事故型)特約、弁護士費用(自動車・日常生活事故型)特約と同時にセットできません。

自転車事故^(注1)および自動車事故^(注2)によって死傷したこともしくは財物に損害を受けたことについて相手の方に損害賠償請求を行う場合、またはご契約のお車等の事故^(注3)によって被保険者に法律上の損害賠償責任がないにもかかわらず相手の方から損害賠償請求をされた場合に、弁護士・損害賠償請求等費用^(注4)や法律相談費用を負担^(注5)したときに、次の保険金をお支払いします。

- 実際に負担した弁護士・損害賠償請求等費用^(注4)について、被保険者1名につきそれぞれ300万円を限度に弁護士・損害賠償請求等費用保険金をお支払いします。
- 弁護士、司法書士または行政書士に法律相談を行う場合に、実際に負担した法律相談費用について、被保険者1名につきそれぞれ10万円を限度に法律相談費用保険金をお支払いします。

- (注1) 日本国内で発生した自転車にかかわる事故(自転車同士で衝突した、歩行中に自転車に衝突された等)をいいます。
 (注2) 自動車にかかわる事故(ご契約のお車が衝突された、歩行中に自動車にはねられた等)をいいます。
 (注3) ご契約のお車および、記名被保険者、その配偶者、それらの方の同居の親族またはそれらの方の別居の未婚のお子さまが所有、使用または管理する自動車による事故をいいます。
 (注4) 委任契約書の提出等により、あらかじめ当社の承認を得て委任した弁護士、司法書士または行政書士に対する弁護士報酬、司法書士報酬、行政書士報酬や訴訟費用等をいい、費用ごとに特約に定める金額を限度とします。
 (注5) 弁護士・損害賠償請求等費用および法律相談費用は、当社の同意を得て負担した費用に限ります。

※ご契約のお車以外の自動車であって、記名被保険者、その配偶者、それらの方の同居の親族またはそれらの方の別居の未婚のお子さまが所有する自動車も補償の対象となります。この特約をご契約のお車以外の自動車保険にもセットした場合は、補償が重複しますので、補償内容をご確認ください。

被保険者(補償を受けられる方)

自動車事故については、次のいずれかに該当する方^(注1)です。

- ①記名被保険者
- ②記名被保険者の配偶者
- ③「記名被保険者またはその配偶者」の同居の親族
- ④「記名被保険者またはその配偶者」の別居の未婚のお子さま
- ⑤①～④以外の方で、ご契約のお車の正規の乗車装置またはその装置のある室内に搭乗中の方
- ⑥①～⑤以外の方で、①～④の方が運転中^(注2)のご契約のお車以外の自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内に搭乗中の方
- ⑦①～⑥以外の方で、ご契約のお車の所有者^(注3)

<弁護士費用(自動車・日常生活事故型)特約で日常生活被害事故について保険金をお支払いする場合、および弁護士費用(自動車・自転車事故型)特約で自転車被害事故について保険金をお支払いする場合>

上記①～④のいずれかに該当する方^(注1)です。

- (注1) 極めて異常かつ危険な方法で自動車または交通乗用具に搭乗中の方、および業務として自動車を受託している自動車取扱業の方を除きます。
 (注2) 運転中とは、駐車中または停車中を除きます。
 (注3) ご契約のお車の所有、使用または管理に起因する自動車事故の場合に限ります。

保険金をお支払いしない主な場合



上記に加えて

■台風、洪水、高潮によって発生した損害

■財物の欠陥・自然の消耗・さび・腐しよく等によって発生したその財物自体の損害

■被保険者が所有・使用または管理する財物のうち、被保険者が搭乗中の自動車に積載されていない財物に発生した自動車事故^(注)による損害

(注) 弁護士費用(自動車・自転車事故型)特約の場合、自転車事故を含みます。

■業務に使用される財物および業務に関連して受託した財物(自動車および自動車に積載中の財物を除きます。)に発生した損害

■婚姻、離婚、親権、扶養または相続、売買、金銭消費貸借契約、委任、サービス・役務の提供またはその他の契約等にかかわる債務の不履行、名誉毀損、肖像権またはプライバシーの侵害等の人格権の侵害等の事由にかかわる場合(弁護士費用(自動車・日常生活事故型)特約の場合)

商品の全体像

補償の概要

プラン

相手

おケガ

お車

その他

ご確認事項

補償の詳細

用語の説明など

このパンフレットに記載の保険金をお支払いしない場合は、主なケースのみです。各補償・特約によっては、他にも保険金をお支払いしない事由に該当するケースがあります。詳細は『ご契約のしおり(普通保険約款・特約)』をご確認ください。

用語のご説明

このパンフレットにおいて使われる用語についてご説明します。

用語	説明	用語	説明
ア行			
安心基本プラン	事故にあわれた場合に、多くの方のニーズに応える基本となる補償をセットした、当社がおすすめするご契約の基本プランです。 ※「安心基本プラン」以外でご契約いただくこともできます。詳しくはP7をご覧ください。	所有権留保条項付売買契約	自動車販売店等が顧客に自動車を販売する際に、自動車販売店、金融業者等が、販売代金の全額領収までの間、販売された自動車の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。
おすすめオプション	お客さま一人ひとりのカーライフに応じてご希望によりセットできるおすすめの特約です。	親族	6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族をいいます。
カ行			
解約日	保険期間の途中で保険契約が解約された日をいいます。	全損	ご契約のお車の損傷を修理することができない場合、ご契約のお車が盗難(注1)された場合、または修理費が協定保険価額(注2)以上となる場合をいいます。 (注1)ご契約のお車の一部のみの盗難を除きます。 (注2)保険契約者または被保険者と当社がご契約のお車の価額として保険契約締結時に協定した価額をいいます。 ※地震・噴火・津波「車両全損時定額払」特約については、上記と異なり、この特約に定める条件に該当する場合をいいます。
記名被保険者	ご契約のお車を主に使用される方(注)で、保険証券・保険契約継続証に記載された被保険者をいいます。 (注)主に使用される方は、ご契約のお車を事実上自分の所有物とし、自由に支配・使用している方をいいます。	夕行	
原動機付自転車	二輪の場合は原動機の総排気量が125cc以下または定格出力が1.00キロワット以下(原動機の総排気量が50cc超125cc以下または定格出力が0.60キロワット超1.00キロワット以下の側車付の二輪車は除きます。)のものをいい、その他のもの場合は原動機の総排気量が50cc以下または定格出力が0.60キロワット以下のものをいいます。	治療	医師(注)が必要であると認め、医師(注)が行う治療をいいます。 (注)被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。
後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし、被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見(注)のないものを除きます。 (注)脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等により客観的に証明できる異常所見をいいます。	通院	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
ご契約のお車	保険契約により保険の対象となる自動車であって、保険契約者の指定に基づき保険証券・保険契約継続証の「ご契約のお車」欄に登録番号等が記載されている自動車をいいます。	ナ行	
ご契約のお車の所有者	ご契約のお車を所有する方をいいます。ただし、ご契約のお車が所有権留保条項付売買契約により売買されている場合はその買主、ご契約のお車が1年以上を期間とする貸借契約(リース契約)により貸借されている場合はその借主をいいます。	入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
ご契約のお車を所有する方	車両保険により補償を受けられる方(車両保険の被保険者)をいいます。通常、自動車検査証の所有者欄に氏名または名称が記載されている方をいいます。	八行	
サ行		配偶者	婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。
時価額	損害が発生した地および時における同一の用途車種・車名・型式・仕様・年式で同じ損耗度(注)の自動車の市場販売価格相当額をいいます。 (注)時間の経過もしくはは日常の使用に伴う消耗または劣化の程度をいいます。	被保険者	保険契約により補償を受けられる方をいいます。
自家用8車種	用途車種が、自家用(普通・小型・軽四輪)乗用車、自家用普通貨物車(最大積載量0.5トン超2トン以下・最大積載量0.5トン以下)、自家用(小型・軽四輪)貨物車、および特種用途自動車(キャンピング車)に該当する自動車をいいます。	保険期間	保険責任の始まる日から終了する日までの期間であって、保険証券・保険契約継続証記載の保険期間をいいます。
始期日	保険期間の初日をいいます。	保険金	普通保険約款およびセットされた特約により補償される損害または傷害が発生した場合に当社がお支払いすべき金額をいいます。
事故有係数適用期間	「事故有」の割増引率を適用する期間(始期日時点における残り年数)(注)のことをいいます。 (注)事故有係数適用期間が0年の場合は、「無事故」の割増引率を適用します。	保険金額	保険契約により補償される損害が発生した場合に当社がお支払いすべき保険金の限度額をいいます。
自動車	原動機付自転車を含みます。	保険契約者	当社に保険契約の申込みをされる方で、保険料の支払義務を負う方をいいます。
修理費	損害が発生した地および時において、ご契約のお車を事故発生直前の状態に復旧するために必要な修理費(注)をいいます。この場合、ご契約のお車の復旧に際して、当社が部分品の補修が可能であり、かつ、その部分品の交換による修理費が補修による修理費を超えると認めるときは、その部分品の修理費は補修による修理費とします。 (注)事故発生時点における一般的な修理技法により、外觀上、機能上、社会通念に照らし原状回復したと認められる程度に復旧するために必要な修理費用とし、消費税を含みます。なお、これ以外の格落ち等による損害は含みません。	保険年度	初年度については、始期日から1年間、次年度以降については、それぞれの始期日応当日から1年間をいいます。
		保険料	保険契約者が保険契約に基づいて当社に払い込むべき金額をいいます。
		マ行	
		満期日	保険期間の末日をいいます。
		未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
		免責金額	支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。
		ヤ行	
		用途車種	ナンバープレート上の分類番号、色等に基づき定められた、自家用(普通・小型・軽四輪)乗用車、自家用(小型・軽四輪)貨物車、二輪自動車、原動機付自転車、小型ダンプカー、自家用バス等の区分をいいます。なお、用途車種の区分は、自動車検査証等に記載の「用途」および「自動車の種別」とは異なり、当社が定める区分表によるものとします。

万一、継続手続きを忘れてしまった場合

継続手続特約をセットした場合、長期のお出かけなどで継続手続きを忘れたときでも補償を継続します。

- □座振替等のキャッシュレスでご契約いただく場合、満期時における継続手続きを忘れたこと等により補償がなくなること
を防ぐために、継続手続特約がセットできます。
※ノンフリート多数割引が適用されるご契約等、セットできない場合があります。
- 満期日までに当社からこの特約を適用しない旨のご連絡^(注1)を行わず、かつお客さまから継続する・しないについて申出
がない場合(お客さまと連絡が取れない場合等)は、継続前のご契約内容に準じた条件で自動的に継続し、保険料の
□座振替等も行います。^(注2)ただし、自動的に継続した場合でも、ご契約条件等を確認させていただくため、ご連絡が
取れ次第、取扱代理店とのお手続きが必要になります。
(注1) 過去の事故の発生状況によりご契約条件の見直しが必要な場合や、2年連続してお客さまと連絡が取れない場合等は、あらかじ
め当社から特約を適用しない旨をご連絡します。この場合は、自動的に継続しません。
(注2) 所定の期日までに保険料が払い込まれなかった場合は、自動的に継続しません。
- 当社での継続を希望されない場合は、あらかじめ取扱代理店または当社にご連絡ください。

保険でできるエコ、はじめよう

eco保険証券と**Web**約款をおすすめします!

eco保険証券とWeb約款は、パソコンやスマートフォン等を利用して、
当社ホームページ(<https://www.ms-ins.com>)でご契約内容や「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」をご覧ください。ご契約内容をご確認ください。



ご契約時のご選択	概要
eco保険証券・Web約款	書面の保険証券・保険契約継続証と『ご契約のしおり(普通保険約款・特約)』はお届けできませんが、代わりに「eco保険証券」のご利用方法を記載した『ご契約内容 確認方法のご案内(eco保険証券専用ハガキ)』(以下『専用ハガキ』といいます。)をお届けします。『専用ハガキ』に記載のご利用方法に沿って、当社ホームページから「お客さまWebサービス」の利用登録を行い、ご契約内容をご確認ください。
Web約款	書面の『ご契約のしおり(普通保険約款・特約)』はお届けできませんが、書面の保険証券・保険契約継続証はお届けします。

「eco保険証券・Web約款」や「Web約款」を新たにご選択いただいた場合、当社は地球環境保護への取組等に寄付を行います。
※法人のご契約者さま向けには「法人eco保険証券」をご用意しています。詳細については、取扱代理店または当社までお問い合わせください。

ご注意いただきたい事項

〈ご契約について〉

- 保険期間は1年間です。また、1年を超える長期契約や1年に満たない短期契約もご契約可能です。
- 保険金額は、補償の種類ごとに保険金額を決めるものと、あらかじめ保険金額が決まっているものがあります。
- 満期返れい金・契約者配当金はありません。
- ご契約の解約に際しては、ご契約時の条件により、ご契約の保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還いたしますが、始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により追加のご請求をさせていただきます場合があります。

〈共同保険の場合について〉

- 複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、引受保険会社は引受割合または保険金額に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、当社は、幹事保険会社として他の引受保険会社の業務および事務の代理・代行を行います。(なお、共同保険の引受保険会社およびそれぞれの会社の引受割合は決定次第ご案内します。)

〈取扱代理店について〉

- 取扱代理店は、当社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っています。したがって、取扱代理店にお申し込みいただき有効に成立したご契約は、当社と直接契約されたものとなります。

〈個人情報について〉

- ご契約に関する個人情報は、当社個人情報保護宣言(プライバシーポリシー)に基づき取り扱います。詳しくは、当社ホームページ(<https://www.ms-ins.com>)をご覧ください。

〈引受保険会社の経営が破綻した場合について〉

- 引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご契約時にお約束した保険金、解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、当社も加入しております。自動車保険は「損害保険契約者保護機構」の対象となっておりますので、引受保険会社が破綻した場合でも、保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

事故や故障が発生した場合の連絡先はこちら

事故発生

事故の発生から解決まで安心しておまかせください！

事故だ！
どうしよう…

おまかせクイック対応！

代わって安心サービス

夜間・休日でも事故受付時にお客さまのご要望に応じて、相手の方や医療機関・修理工場やレンタカー会社などへお客さまに代わってご連絡します。



まかせて安心

示談交渉サービス

お客さまに代わって相手の方との示談交渉を行います。



タイムリーな状況報告

安心コール・安心レター

対応の経過をお客さまに定期的にご報告して安心をご提供します。



24時間365日受付！

関係先へご連絡



事故受付センター

事故は 365日
0120-258-365 (無料)

事故・故障発生

事故だけでなく、故障等でお車が動かない場合も対応します！

車が動かない！
どうしよう…

応急処置

現場での応急処置をサポート！

- ・バッテリー上がり時のジャンピング
- ・キー閉じ込み時のドアの解錠
- ・ガス欠時のガソリン補給(10リットルまで)
- ・パンク時のスペアタイヤ交換



レッカー対応

レッカーけん引をトータルサポート！

落輪時の引上げ費用や修理後にお車を引き取るための交通費も補償します。



宿泊費用・移動費用・レンタカー費用

お車がレッカーされた後も安心！

最寄りのホテル等の宿泊費用や自宅等までの移動費用、お車を修理中のレンタカー費用を補償します。



※「移動費用対象外特約」をセットした場合は対象外です。



24時間365日受付！

充実のロードサービス

おクルマQQ隊 専用ダイヤル 0120-096-991 (無料)

このパンフレットは、『GK クルマの保険』(家庭用自動車総合保険)の概要をご説明したものです。補償内容は、普通保険約款および特約によって定まります。詳細は『ご契約のしおり(普通保険約款・特約)』等をご確認ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または当社までお問い合わせください。

ご契約にあたっては、『重要事項のご説明』を必ずご確認ください。



お客さまとともに
地球環境保護に取り組んでいます。

「eco保険証券・Web約款の推進」による紙の使用量の削減「リサイクル部品活用」による自動車修理など

エコマーク認定番号 第10147005号

保険に関する相談・苦情・お問い合わせは

「三井住友海上お客さまデスク」

0120-632-277 (無料)

【受付時間】 平日 9:00～20:00
土日・祝日 9:00～17:00

※2020年10月より平日の電話受付時間は9:00～19:00になります。

万一、事故が起こった場合は

取扱代理店または事故受付センターまでご連絡ください。

24時間365日事故受付サービス

「三井住友海上事故受付センター」

事故は 365日
0120-258-365 (無料)

指定紛争解決機関

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。当社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

0570-022-808 (ナビダイヤル(有料))

【受付時間】 平日 9:15～17:00

詳しくは、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(http://www.sonpo.or.jp/efforts/adr/)

三井住友海上火災保険株式会社

● ご相談・お申込先

MS&AD INSURANCE GROUP

本店 〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-9 三井住友海上 駿河台ビル
(お客さまデスク)0120-632-277(無料) 東京都千代田区神田駿河台3-11-1 三井住友海上 駿河台新館
電話受付時間 平日9:00～20:00 土日・祝日9:00～17:00(年末年始は休業させていただきます)
※2020年10月より平日の電話受付時間は9:00～19:00になります。
https://www.ms-ins.com